

財団法人日本タイ協會々報

第十六號

昭和十四年九月

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24

昭和十四年九月



財團法人 日本タイ協会報 第十六號

法財團 日本タイ協會

謹 告

昭和十四年六月廿四日より從來の暹羅をタイと國名改稱ありたるに付當協會も八月二十三日理事會の決議により爾今『日本タイ協會』と改め機關誌『暹羅協會々報』も第十六號より『日本タイ協會々報』と改稱することとなりたり茲に會員諸賢に謹告す

財團法人 日本タイ協會々報第十六號 目 次

口 緒 寫 頁

一、タイ國々民記念日當日東京タイ國公使館に於ける祝賀會記念撮影

二、タイ國新聞記者團歡迎晩餐會

新 聞 論 調

○事變下の日支經濟問題(二月廿六日プラチャミットラ紙所載).....

○蔣介石紙幣(六月十四日プラチャーチヤート紙所載).....

資 料 櫃

○北部タイの經濟事情.....

○タイの信用組合融資に就て.....

○華僑學校取締新規則に對する華僑側の抗議(四月八日盤谷タイムス紙所載).....

○佛曆二四八一年タイ國燃料法.....

○盤谷一九三九年三月中綿布市況.....

○佛曆二四八一年(自一九三八年四月至一九三九年三月)盤谷港對日貿易概況.....

○一九三九年三月盤谷港貿易概況.....

- 盤谷關稅局公告 ..... 齋  
 ○佛曆二四八二年原產地名を號爲申告せる商品の輸入禁止法 ..... 美

## 雜苑欄

- タイ國に於ける外來人と其の文化的影響 ..... 天田六郎 穗  
 ○留日タイ國學生に就て ..... 山口武七  
 ○タイ國名の意義 ..... 天田一閑 穂  
 ○タイ民族の沿革(六月十三日アラチャーチャート紙所載) ..... 天田一閑 穗  
 ○二週間の日本見學(七月二十二日—二十七日タイ・ニコーン紙所載) ..... 金  
 ○日本人の潔癖性(八月五日タイ・マイ紙所載) ..... 杂  
 雜報欄

- 秩父宮殿下にタイ國攝政首座より最高勳章御贈進 ..... 九  
 ○秩父宮殿下の御進級 ..... 九  
 ○秩父宮殿下神宮大會總裁御承諾 ..... 九  
 ○タイ國元總理外六氏に贈勳 ..... 九  
 ○國名改稱に就き駐日タイ國公使より通告 ..... 九  
 ○タイ國公使館の國民記念日祝賀 ..... 一〇  
 ○タイ國皇帝御誕辰祝賀 ..... 一〇  
 ○日暹協會(在盤谷)の名稱、役員の變更 ..... 一〇  
 ○タイ國新聞記者團來朝 ..... 一〇  
 ○タイ國庭球選手團來朝 ..... 一〇  
 ○在タイ國華僑國民政府に七十萬弗獻金 ..... 一〇  
 ○タイ國一九三八年中間推定人口 ..... 一〇  
 ○日本に於ける米の問題 ..... 一〇  
 ○支那鐵道部長のタイ國訪問 ..... 一〇  
 ○タイ國鹽の輸出量 ..... 一〇  
 ○タイ國の看板稅 ..... 一〇  
 ○タイ國政府の不穩華僑彈壓 ..... 一〇  
 ○タイ國外相更迭 ..... 一〇  
 ○大角海軍大將にタイ國より贈勳 ..... 一〇  
 ○タイ國より駐在武官、三井關係者に贈勳 ..... 一〇  
 ○タイ國駐在陸軍武官の更迭 ..... 一〇  
 ○笠原書記官の領事兼任 ..... 一〇  
 ○東京商科大學、專修大學々生のタイ國旅行 ..... 一〇

- タイ國軍醫來朝 ..... 103
- 大阪商船盤谷出張所長瀬戸屋熊治郎氏赴任 ..... 103
- 三木榮氏タイ國々籍獲得 ..... 103
- 新田義實氏歡迎午餐會 ..... 103
- 日本タイ協會のタイ國新聞記者團 ..... 103
- タイ國庭球選手團歡迎午餐會 ..... 103
- 宮原武雄氏歸朝歡迎會 ..... 111
- 盤谷の大火 ..... 111
- 高楠順次郎博士夫人の計 ..... 111
- 協會記事**
- 昭和十四年八月二十三日開催理事會 ..... 111
- 理事長更迭 ..... 111
- 役員の異動 ..... 111
- 會員異動 ..... 111
- 役員會員の消息 ..... 111
- 寄贈圖書 ..... 113
- 財團法人日本タイ協會總裁及役員並職員 ..... 114



影版念記會實況ルケ於ニ館使公國タイ京東日當日念記民々國ノタリ十二月六年四十和昭

卷之三



卷之三

會

報 第十六號

新聞論調

○事變下の日支經濟問題

本文は本年二月二十六日の「流タイ語日刊新聞「プラチヤーミットラ」紙に掲載された元經濟大臣プラ・サラサス氏の論評である。尙之は支那語に翻譯、華僑新聞にも轉載された。

一

從來の戰史は勝利を得る爲めには一、人力 二、畜力 三、武力の諸力を有して居なければならぬと教へた。併し近代戦は如何なる勝利（これは何も戰争だけに限つてゐないが）の要諦も一、金 二、金、而して三も金であるとの新事實を教へた。

私は日支事變の原因に関する各人各様の意見を茲に反復しようとはしない。今次事變は資源の獲得又は領土的野心に依るものに非ずして、「亞細亞人の亞細亞」なる理想に對する思想的對立に依る已むに已まれざる直接行動なるを確認するものである。

一

目下タイ人と華僑との最大關心事は支那が勝つか日本が勝つかと云ふことであらう。

近代戦の勝利は單に戰闘力によるに非ずして、交戰國の經濟力に依るものなることは既に周知の如くである。即ち若し支那が日本よりも巨額の貨幣（金）を所有して居り、最後迄に戰ふに於ては勝利を得るのは言を俟たざることであるし、日本が支那よりも巨額の貨幣（金）を有して居れば之亦、日本が勝利を得るは勿論である。

次に兩國の内何れが多額の貨幣（金）を有するかを調べてみよう。

茲で云ふ貨幣とは國民所有のそれである。故に貨幣を一、國內流通貨幣 二、外國使用貨幣の二種に分類して考へねばならない。即ち國內流通貨幣の場合、政府は何時でも之を必要に應じて事實上無價値の紙幣に變へることが出來るが、國外使用貨幣の場合、外國品の購入（輸入）、運賃、保險料の支拂、外債（元金及利子）の返済等一切の外國に對する負債支拂は常に金でなければならぬ。

繰返して云へば、前述の三種（商品、料金、資本）の支拂は絶対に金であることを要するのである。

本文を進める便宜上、國內で使用する金、國外の債務支拂に使用する金と云ふように今後は貨幣なる語を單に金と云ふこととする。從つて巨額の金を所有せる國民が勿論勝利を得ると云ひ得る。

國民の金は次の所から入る。

一、政府準備金

二、國內の金山

三、輸出（買手たる外國人は常に金で支拂はねばならない）

四、外國より得る料金（運賃、保險料等）

五、外國との債務關係（元金及び利子の支拂として債務國より得る金）

次に支那は如何なる所より、如何程の金入手し得るかを検討してみよう。

一、事變前の支那政府準備金に關して云へば、同政府は銀本位制を紙幣に代へ、莫大なる利得金を外貨（英米貨）として保有してゐた。この利得を何處から捻出したか。支那民衆からである。即ち政府は支那民衆に課稅したのである。然し斯の如き國民政府の金は——新聞等に依れば——國內に於ける武器製造不可能なる爲め、諸外國よりの武器購入費として全部——尠なくとも殆んど全部——消費してしまつたとのことである。

二、國內の產金に關して支那には金山がない。

三、輸出に依る金の入手 支那は日本に封鎖され、輸出額は甚だ減少し、殆んど皆無と云つていゝ位である。且下支那商品の輸出は頗る困難を極め、且つその額は殆んど問題とするに足りない狀態に陥入つてゐる。從來同國の輸出は英米佛等の仲介に依り行はれ來り、手數料を支拂はねばならぬ爲め、支那の得た金は實に少額に過ぎなかつた。更に殆んど全部の港灣が日本の手中に歸して來り、殘品は日本軍の封鎖下にある現在、支那は自國の輸出より何等の金も入手し得ぬと云ひ得る。

四、料金に依る金の入手も亦非常に微々たるものである。太洋汽船は日本軍に擊破された爲に、運賃並びに保險料も凡て喪つて了つた。

五、債務國よりの元金並びに利子支拂に依る金といふことは全然問題にならない。支那は債權國ではなく、債務國だからである。金を入手する所ではなく、支那は債務支拂に金を輸送しなければならぬ有様である。

六、然し支那には入手する金がある。之には次の二種ある。

(a) 在外華僑の事變援助の送金その額は一日約一千萬弗にも達したが——此の内にはタイ華僑の勢ながらざる送金額をも含んでゐる——國民政府は一日約一千五百萬弗の戰費を支出しなければならない。尙在外華僑は次第に窮乏しつゝあるので、送金額は急速に減少してしまつてゐる。

(b) 國民政府が武器其他物資の形で借入せる金（英佛より）  
此の最後の(b)に依つてのみ國民は今日迄戦ふことが出來たのである。然らば何故に歐羅巴人は支那に金を借すかと云ふ疑問が起るであらう。此の點に關しては今茲で觸れずに後程言及し度いと思ふ。其れより先に取上げねばならぬ更に重要な問題があるからである。即ち、歐羅巴諸國は國民政府を如何程の間、如何程の額迄援助するであらうか。

支那は借款に當つては其の報酬として何等かの特權——鐵道敷設権等——を與へるを常としてゐる。從つて支那の日本軍の爲に失へる領土を考慮すれば、歐羅巴諸國は間もなく損失の危險を恐れて借款を全然中止するを得なくなるか、最小限の額に切下げるに至るであらう。支那の政治家、汪兆銘が「歐羅巴が支那に貸付けた金は支那が日本に勝利を博し得るに充分な額ではなく、唯支那に對する精神的援助と日本との平和談判の際の條件を附するに役立つのである」と云つてゐるのは右の事情に依るのである。

一言にして云へば支那は甚だ財政的に窮迫してゐる。然し最後の談判を得るに足る金は持つてゐるであらうか。次に日本は幾何の金を有して居るかを調べて見よう。

## 二 日本の得る金も又支那と同様の出所からである。

一、準備金 日本は事變前、日本銀行に幾億かの準備金を有して居た。故に一九三七年に於ては鐵、銅の如き原料を亞米利加から購入して、容易に五億圓の送金をなし得たし、今も尙日本には巨額の準備金がある。

二、金山 日本には内地及び朝鮮に金山がある。現在、此二金山から晝夜兼行で金の採掘を行つてゐる。これは輸入額（輸出額を超過せる）の支拂には未だ充分ではないが、產額は次第に増加してゐる。——この點日本は遙かに支那より有利である。

三、輸出 日本は此部に屬する金を何等外的障害を受けることなく得てをり、支那は日本輸出品のボイコットより他其の輸出を妨害することは出來ない。

然し日本にも生糸、大豆、石炭（日本内地、朝鮮、滿洲國より）を除いて原料品には乏しく、他の原料は全部外國から購入しなければならない、と云ふ大いなる障害がある。經濟上の抜き差しならぬ必要から、日本は斯る輸入を出来るだけ抑へて貿易のバランスを保たなければならぬのである。之は當然の結果として輸出を減少せしめる。其上に日本は軍需品の原料も亦輸入に挾たなければならぬので、輸入原料品の全額を輸出製品に振り向けることが出来ない。それでも尙日本ははずつと有利である。支那は軍需品の全部を輸入しなければならぬに反し日本は其の全部を國內で製造することが出来る。従つて支那は日本よりも遙かに多額の金を消費しなければならない。

更に支那の農民は戰線へと驅りたてられ、食料を供給すべき土地の大部分は戰場と化したため、國內產出の食料では間に合はず外國から輸入の已むなきに至つてゐる。之に反して日本の米の生産量は國民の需要を充分に満たし得るし、特に魚類は非常に豊富で外國市場に輸出してゐる位である。他方、戰争は日本國外で行はれて居る

ので、支那に比し全生産活動の受ける障害の度合も遙に尠ない。

四、日本が運賃、保険料等から入手する金は又相當な額に上つてゐる。日本は太平洋航路及び幾多の大保険会社をして居り、此の點に關しても支那に優れてゐる。

五、國外貸出より得る金 日本は債務國で全然此の種の金は入手することが出来ないが、支那の外債に比較すれば少額である。従つて外債の利子及び元金を拂ふための金輸送は支那よりも少額で、この點に於ても支那に勝つてゐる。

以上五項目の外に、日本は幾多の點で支那より優れてゐる。即ち

(a) 支那に比し遙かに進歩せる技術を持つ日本は天然資源を開發して、外債償還の金輸送額を減少せんと努力してゐる。例へば日本は液體燃料の產出はないが、貢岩から液體燃料を得ることに成功した。これは未だ不充分な量ではあるが、輸入量を減少せしめて居る。

(b) (原文缺如)

(c) 日本は財政的にも支那より有利で、國債を増發することが出來、従つて債務返済のための金も少額で足りる。

(d) 日本には大財閥があつて、國民經濟の非常なる力となり、原動力となつてゐる。支那には三井、三菱、住友、安田の如き大財閥は存在せぬ。

(e) 日本は一步一步との活動分野を擴大して來た。今度支那より亦新しく領土を獲得して、更に經濟活動を擴張しその結果通貨は常に増加してゐる。

日本は支那よりも多額の金を輸入することは周知の如くである。以上に依つて日本は支那よりも多額の金を所有してゐると結論することが出来る。

次に日本及び支那が手放す金を比べれば勝敗の要因が何國にあるかを判定し得る。先づ支那に就いて述べたいと思ふ。

#### a 支 那

一、支那は廣大なる領土、労働力、富を喪失し、その產業は衰微し、平和と秩序は破壊された。是等凡ては外債償還のため國內の金を國外に放出する原因をなしてゐる。

二、交通並びに運輸は封鎖、空襲等に依り甚だ困難且つ危險の度を加へ、支那は益々經濟的に窮迫してゐる。

三、農業、工業は支障百出であり、之に反して日本に於ては農工共に晝夜兼行の活動をなし得てゐるのである。

四、支那の領土は減少し、次第に貧困の度を加へてゐるので、借款及び輸入をなすには甚だ不利な立場に置かれてゐる。物品はクレヂットで買ひ、而もその借金は高利を拂はねばならぬ故、非常に高價にならざるを得ない。

五、支那は戰争及び他の事業遂行に外人顧問を雇傭しその援助を仰がねばならず、これは非常に出費の當むことであるが、日本に於ては斯る必要は全然ない。

以上の諸理由から支那側に多くのハンディキャップがあるのは明瞭である。

#### b 日 本

一、日本の輸入額は輸出額を超過して居り、之は金で決済せねばならぬ爲め、日本の手放す金は常に此の貿易差と一致してゐる。一方日本は料金收入（船貨、保険料）として及び國內金山から金を得る。この金總額は出超額に

二、日本は外債の利拂のため金を輸つてゐるが、多くは國債として國內で起債してゐるので國內通貨（金の必要なし）で返済出來、外債は支那より遙かに少額である。斯の如く日本は有利な地位にある。

茲に於て日本の入手する金は支那よりも多いと結論出来る。即ち日本が手放す金は支那よりも多く、日本は支那よりも金に關しては優位にあり、支那は日本より貧困であると云へる。一部に於ては、事變が永引けば日本は破滅するだらうと見る向もあるが、斯る想像は既述の諸事實に依り單なる幻想であると云へる。

## 三

扱て次に支那が最も効果のある最後の切札、支那最大の武器とも云ふべき日貨ボイコットを述べよう。

現在日本製品の大部分は部品で完成品でない事は周知の通りである。此の部分品は歐羅巴製品の中に組み込まれ、歐羅巴製品として輸出される。商業戰裡に於ては日本品價格の低廉が、右の如き方法を歐洲諸商會にとらしめてゐる現下歐羅巴製品の半分は日本製である。斯る事情を知ぬ買手はこれを歐羅巴製と思つて買ふのである。

華僑は日本品をボイコットし歐洲品を賣らんとしてゐるが、之亦自分が扱つてゐる商品の大部分は「メイド・イン・ジャパン」の印はないが、日本製である事を知らぬ。其他日本國內に產する原料——生糸、大豆等——は西歐諸國に於て加工の上歐洲品として輸出される。從つて此の種の商品が大量販賣されることは即ち日本の輸出が増大する結果となる。例へば紺は日本では生糸として輸出され、歐羅巴に於て紡織物となるのであるが、生糸はやはり日本の生糸である。それ故に日本の輸出を斷絶せんとの目的を有するボイコットは支那人が期待してゐる程の効果はない。事情右の如くであるから馬來、爪哇、マニラ、西貢在住の華僑は今やボイコットを放棄、又は放棄の用意をなして、むしろ日本品を賣つて大いに儲けてその利益金を蔣介石に送金して戰争を援助する方を選ぶであらう。

以上私が述べ來つた所には國內使用の金に觸れず、單に國外流出の金及び國內流入の金に就いてのみ述べたことに疑問を抱かれる讀者もあるであらう。

國內に於ては日支兩國共に金の必要はない、兩國共に不換銀行券、即ち金貨と兌換する必要的ない紙幣を發行して金本位制を放棄してゐる。

銀行券は假令全部でなくとも一部、金貨に換へねばならぬではないかとの疑問を讀者諸君は持たれるかも知れぬが、國內需要に應じ得る富を有する國であれば紙幣を兌換すべき金を用意する必要はない。

金本位制が實施されぬ時、金は一種の商品（米、紺、チーク、鐵の如き）となる。

此の場合重要なことは唯金融市場に必要とする以上の銀行券を發行してはならぬことである。中央銀行が紙幣發行高を必要額以内に止め、その限界を出づるを許さざる場合、紙幣の價值は下落しない。日本政府は此の原則を嚴守して來たので、その通貨は下落して居らぬ。然し國民政府に於ては市場の要求を抑制することは、國內混亂のため非常に困難であり、従つて紙幣發行を一定限度内に抑制する事は不可能で、インフレーションが起つて支那の通貨は暴落してゐる。支那は財政的に非常に悪化してゐる。

國民政府は事變を永引かせば永引かせる程莫大な金を消費しなければならぬに反し、日本は着々と堅實なる經濟狀態に入つて居る。即ち紙幣を發行してクレヂットを金に代へ、天然資源を開發して貨幣價值ある物資となし、支那の占領地——例へば北支に於けるが如く——を開拓して新しい富を創造すると云ふが如くにして、日本は常に其の經濟力を増大してゐる。

日本が其の領土を擴大すればする程經費の増大するは當然であるが、新しく得た人口と支那の富の本たる土地から日本は出費を超過する富を造り出すことが出来る。日本が入手した土地は紙幣發行の擔保となり、人口は紙幣の需要を増大するからである。

さて茲で先に殘した問題——歐羅巴諸國は國民政府に幾何の金を何時迄借し得るか——に目を向けよう。

歐羅巴諸國は支那の眞の友邦でない事は周知の如くである。彼等が支那に金を借すに際しては必ず何等か満足すべき報酬を豫期し、又危險を避けるため確實なるものを必ず擔保として取るのである。斯くの如くして利率は天井知らずとなる。擔保が土地でない場合は鐵道等の獨占権又は長期借款の形をとつてゐる。

支那が起債をなすにもハンドイキヤツブがあることは明瞭である。日本の威嚇に直面した歐洲諸國は最後には（そしてそれは間もなく）危險の増大を怖れて支那に借することを中止するだらう。斯る危險は敗戦と共に増大して行くので利率を益々高くするであらう。

斯る事實を示せば歐洲諸國は何時支那への借款を中止するかと推測出来るであらう。

最近日本は支那政府と第三國間に契約されたる債務關係は之を認めずと中外に聲明した。この聲明は國民政府をして借款をなすに更に莫大なる報酬を要するため大いに困難なる状態に陷入らしめ、遂には國民政府治下の支那人を破滅に至らしめるであらう。此の理由一つだけでも自分は間もなく歐洲諸國は支那に金を借すことの中止するに至るであらうと思ふのである。

國民政府が抗戦を爲し得る爲めには歐洲諸國から金やクレヂットを借入しなければならぬといふことは他の事實を充分に豫見し得る。即ち支那は遂に其の領土を日本に奪はれ、自國の政治的、經濟的自由を失ひ、遂に歐洲諸國の膝

下に屈服するに至るであらう。

國民政府の經濟的損失を考察すれば汪兆銘及び吳佩孚が直ちに停戦して、既に失へる全部を犠牲としてこれ以上の損失を招かざるようすべきである、との警告を發したことは異とするに足りない。今や平和のため、今次事變に關し眞の和解點を見出すべく先入感と個人的惡感情を捨て、兩氏に做ひ質明なる處置をとる様考慮すべき秋である。斯くて亞細亞人の道義は高まり、東洋文化は進み、東洋に眞の平和と繁榮をもたらすことが出来るであらう。

## ○蔣介石紙幣

(六月十四日、タイ字紙幣ラチャーチャート所載)

目下、日本軍は新式の武器を持て支那軍と戰つてゐる。日支何れが勝つか一寸豫測が出來ない。國民政府の首腦部は重慶に脱れて政府を樹立してゐる。其處は日本軍の進撃して行くには困難な所である。然し乍ら日本軍は爆撃機を以て縱横無盡に暴れ廻つて居る。

經濟方面から見て日本は支那に勝つことは難しい。支那の經濟は多種多様で而も轉換は容易でない。それで國政府の財政は悉く蔣介石の權限に屬し、香港、上海に在る英國銀行も蔣介石に金を融通してゐる。現在支那に流通してゐる貨幣は皆、蔣介石で又國民政府は自分で紙幣を印刷するが出来るから何時までも日本と戰ひ得るのである。日本の軍隊も蔣介石紙幣を使用しなければならぬ。そこで蔣介石の方では通貨の價値を昂げたり、下げたり、又は標準價値を維持したり勝手自由である。要するに全支到る處に流通してゐる蔣紙幣價値の維持、通貨勢力の失墜せぬ

様に努めて居れば足りるのだ。日本軍の樹立した南支政府も蔣紙幣を使用してゐる。而して日本軍も南支政府も常に蔣介石札の現價維持に努めてゐる。若し蔣紙幣の價値を下げたら日本軍占領地域の物價暴騰、住民は困苦するであらう。そこで日本軍の方では蔣紙幣問題を何とか解決しやうとしてゐる。依て南支政府をして銀行を設立せしめ蔣紙幣と南支政府發行の新紙幣と取換へさせる事にした。其外、日本貨幣や外國貨幣は南支新紙幣と兩替して使用せしめたこの南支政府の銀行と謂ふものを仲介として蔣紙幣と外國貨幣との相場を對峙してゐる。若し南支政府發行の紙幣が信用を博する様になれば、その銀行は蔣紙幣の價値を幾分か減するであらう。さうなれば蔣紙幣の流通力も漸次衰へ日本軍占領區域に於てはその勢力を失墜して行くだらう。蔣紙幣が南支政府銀行に這入つたら直に外國貨幣と取替へて終ふ。蔣政府でも之を探知し之が阻止策として宋美齡を香港に派遣して、紙幣と外國貨幣と兩替するときは外國貨幣に對し蔣紙幣十パーセントの割引をさせる事にした。この方策は早くも支那各地に宣傳され爲に日本の金融政策に暫くの間障害を與へた。是れは蔣紙幣を溜めて置いて外國貨と兩替するときは損をしなければならぬからである。而して一定價額、新紙幣も金融市場に於ては十パーセントの値下をしなければならぬ。斯かる理由のために日本軍接護の南支政府で如何程新しい紙幣を發行しても蔣政府の金融力には對抗出来ぬであらう。蔣政府は外國貨に對し兩替に十パーセントの割引をさせるには相當の苦心をなし遂に成功した。如何なる經濟上の困難があらうとも日本勢力を滅殺することが肝要である。兎に角、蔣政府の金融政策は確に日本に劣つてはゐない。

吾々は日支兩方の戰を今暫く傍観し得るであらう。我がタイ國も考慮せねばならぬ點はタイ貨幣と蔣貨幣との交換の際の變動である。タイの物資を支那に輸出するとき値上をしなければならぬ。然らざれば商賣人は損を蒙る。我々は支那通貨の大變動を警戒せねばならぬ。而してその變動は急激に變來することである。

## 資料欄

### ○北部タイの經濟事情

——ビサヌローク州地方を中心として——

(三井タイ室)

#### ビサヌローク州の經濟事情

ビサヌローク州は一九三三年四月一日を期して舊ナコンサワン州中のカムベンベット縣及ターキ縣を併合して九縣人口約五十萬人を擁するに至つたのである。

次に各縣別の人口を擧げる。

ビサヌローク縣	(ビサヌローク郡に縣廳あり)	八〇,〇〇〇人
ウタラディツト縣	(バンボー郡に縣廳あり)	七六,〇〇〇人
ピチット縣	(タラン郡に縣廳あり)	六五,〇〇〇人
スコータイ縣	(ターニ郡に縣廳あり)	五四,〇〇〇人
スワンカローク縣	(ワンマイコン郡に縣廳あり)	三〇,〇〇〇人
ペッチャブーン縣	(ペッチャブーン郡に縣廳あり)	二五,〇〇〇人

ロムサット縣（ワットバー郡に縣廳あり）  
カムベンベット縣（カムベンベット郡に縣廳あり）

五〇、〇〇〇人  
三四、〇〇〇人  
五六、〇〇〇人

ターカ縣（ラヘン郡に縣廳あり）

當州の主要產物としては米穀を始め鐵、錫、銅、石炭、等の礦產物の外、チーク及マイ・カラヤー等の林產物も勢くない。而して當地方に於てはタイ國農業の米穀偏重の非を自覺し、棉、煙草、落花生、蓖麻子、荳等の併作物を獎勵し、着々其の效果を擧げつゝある事は注目に値する。

鐵道本線及バンダラよりスワンカロークに至る支線の外にメー・ナン河、メー・ヨム河、メー・ワン河、メー・ビン河等も主要交通機關であり、又スコータイよりラヘン經由緬甸國境に至る自動車路、タパンヒンよりペッチャブーン、ロムサット、ダンサイを經て印度支那に通する自動車路等がある。

ビサヌロクを中心として重なる地方に就き説明を試みよう。

### 一、ウタラディット

當縣下總人口約七萬六千人と稱せられてゐるが、ウタラディットに約一、五〇〇人、タサオに約二、〇〇〇人見當であり、タサオは數年前迄は諸物産の集散地として相當殷賑を極めて居つたが現在に於てはデンチャヤーに商權を奪はれ衰退しつゝあるが尙年取引額は一〇〇萬銖以上にのぼるものと思はれる。

タサオに次ぐ商業都市にウタラディットがあり兩者共交通の便良く、タサオよりメー・ナン河を溯江して遠くナンの町に至る。而して大量貨物の輸送はデンチャヤーに於て行はれてゐるが、急を要せぬ一般土人及沿岸部落民は此のメー・ナン河を利用する者が多く見受けられる。

又ウタラディット、タサオ間三秆半の連絡は普通自動車、自轉車等により行はれてゐる。タサオよりナンに至る河上連絡の運賃は積載量約十七擔の帆船一船貨切貳拾銖内外にして、航程約一週間を要する。タサオ、ウタラディット間乗合自動車賃は一名十士丹にして、之れが利用者も亦極めて多い。

縣下の主なる產物に木材、穀、煙草などあり、木材の中政府が飛行機材に使用するものはマイ・カチヤウとマイ・マートの二種であり、兩者共に堅牢強靱にして極めて軽い點に於て甚しく類似してゐる。兩者共一立方呎につき一銖三〇士丹が相場であり、此の外有用材としてマイ・ヨンホン、マイ・ラードー、マイ・マックアーチ（黒檀）、マイ・チンチューン（紫檀）等があるが伐採が不便にして、其の移出量も亦少い。タサオ在住の有力華商に協記（綿絲布商）、甥成（雜貨商）、森合（金物商）其他數店がある。

一方綿絲布に於ては二〇型もの年約三〇〇俵、二九型もの約二〇〇俵、五〇型約五〇俵見當の取引あり、當地染料は一俵につき四〇銖内外である。シャツ類は赤色物最も多く年約四百箇、黑色物約二〇〇箇、白色物、黃色物一〇〇箇である。

食料品中ピールの賣行は毎月約三十箇（此の中札幌二〇%）サーデン罐詰三〇〇箇、ミルク二〇〇箇、砂糖約三五〇俵で就中日本精糖も約五〇俵以上を占めてゐる。

雜貨は三三三印のゴム靴最も多く各月三、四百打、帽子も各月三、四百打、七銖見當が最高價格であり、此の外亞鉛引板の取引もある。仕入先は綿絲布の同順昌、賢勝、榮發、振昌、鴻興棧、食料品の林坤盛、利生、雜貨の福成發、合盛豐、元興等が其の主なるものである。而して此等商品の販路はメー・ナン河の流域、及パン、ナン兩村並に佛領に接續するセンタオ及ウタラディット、プレー等各市場である。プレーはウタラディットより三秆の地點

にあつて、ダオ人の居住する特種部落であり又當地より一秆半、ウタラディツトより約三秆の地點に釋迦の足跡の石版あり近郊各地信者の參詣が多い。

## 二、スワンカローク及スコータイ

鐵道本線バンダラ驛より支線二十八秆西南にスワンカロークの町があり、當地より自動車道路三十九秆南にスコータイの町がある。兩者メー・ヨム河の東岸に位し水利の便良く、又兩市共に再建都市にして、舊都スワンカロークは現在の市街より北方十六秆、又舊都スコータイは現在の地點より南方十四秆の地點にあつて現今は無人の曠野である。兩舊都共にタイ最古の都であり、就中スコータイはタイ人として最初に獨立宣言をなしたスリインドラチャの建都にかゝり、其の子弟ラマカムヘンの君臨せし所、一方スワンカロークも十三世紀末の建都にかゝり、緬甸軍に破壊せられたる今日尙往時を偲ぶべき舊蹟である。又兩舊都近郊各所に古今の名陶の竈跡がある。此人口は兩縣下併せて七萬程度と稱せられてゐるがスワンカロークに約二千人、スコータイに約四千人であり、此の外、外人として約二千人の華僑を數へる事が出来る。

電燈、水道の設備なく、飲料水は雨水、河水、井戸水等を使用して居る。

### 1、交 通

(イ) 鐵 道

バンダラ——スワンカローク間 二八秆

(ロ) 河 川

メー・ヨム河を主として利用し、カーゴー・ポートにてスワンカローク、ビサヌローク間は三日

問、同じくカーゴー・ポートにてスワンカローク、バクナムボー間は五、六日間を要する。

### (ハ) 道 路

スワンカローク、スコータイ間三八秆道路は大半鋪装されて居る。

スコータイ、ラヘン間七六秆は貨物自動車の運轉可能である。

ラヘン、メソード間約八〇秆は多く山路にして馬が唯一の交通機關であり所要日數三日間である而して對外的に交通の要路はスコータイよりラヘンを經てメソードに至る道路にして、對緬甸輸出が旺盛であり、最も此處に注意すべきは當地商人の手に依り行はれる對緬甸取引は一月より六月迄の間であり、其の他の季節にあつてはメー・ビン河の水運の便良くバクナムボー商人の商權下になる事である。次にスワンカローク、ラヘン間、バクナムボー、ラヘン間の運賃を比較すれば概略次の如くである。

スワンカローク——スコータイ……一擔に付一八五士丹(貨物自動車一車二七擔、五銖)

スコータイ——ラヘン……一擔に付一〇〇士丹

バクナムボー——ラヘン……カーゴー・ポートにて五〇士丹

### 2、生 产 物

兩縣下の產物はビサヌローク州產物を代表するのみならず、タイ國全土より觀ても米以外に棉花、煙草、蓖麻子、落花生、綠豆、唐辛子等是に豐富である。

(イ) 棉 花

棉はスワンカロークとスコータイの中間コンタイ部落附近が其の主產地にして其の耕地面積は兩縣

併せて二千株見當、一株(一段六畝四歩)の収穫高三擔、従つて生産高は約六千擔と推定される。

尙當地棉花の種類は殆ど全部優良なるカムボチャ種にして植付期は七月、収穫期は十二月である。一月末の時價實棉スワンカローケ渡百斤に付約七銖である。

#### (ロ) 蔓麻子

バンダラ驛鐵道沿線に多く產し、又カロン、スバラブ等の地方に集團栽培が行はれてる。縣下生産高は約五〇〇噸、地方相場は一擔に付約三銖五〇士丹、盤谷迄の汽車運賃一擔五八士丹である。次に蔓麻子の栽培事情に關して一言するに、五月頃より收穫を始め同一樹木に於て漸次熟するもの採取するが採取期間は約四ヶ月である。

#### (ハ) 煙草

主要栽培地はコロンタンよりスコータイ迄の間に十二月稻の収穫後栽培されるもの最も多く、三、四月頃に收穫される。

#### (ニ) カボック

兩縣下に於けるカボックの生産高は一ヶ年五〇〇噸内外にしてタイ國中の主要產地である。これに二種類あり、幹、枝が青色を呈して直立のものは品質優良にして、灰色のものは品質稍劣ると稱せられるが大部分は青色樹で、多く内地消費に向けられ一擔五銖内外が平均相場である。

#### (ホ) 落花生

兩縣下年產高約五〇〇噸である。

#### (ヘ) 緑豆

年々増産の傾向にあり現在年產高三〇〇噸、海外輸入を驅逐するのも近い將來のことゝと思はれる。

#### (ト) 糜

米作も盛んに行はれ地方需要に應ずる外、年移出高約五千噸に及び主要仕向地は盤谷にして汽車輸送によるよりもバクナムボー經由による水運利用が多い。

#### (チ) チヤン

固形樹脂にして船舶のラックに供せられ年產約一千擔、主として河上に浮舟を供給先としてゐるが、盤谷經由新嘉坡方面への輸出量も尠からず一擔約六銖七〇士丹見當である。

#### (リ) 鑄產物

農產物の外に鑄產物として石炭、錫、銅が擧げられてゐるが、極く少量の如くである。

以上の各種物產は七月より十一月迄の雨季は水運の便も良く從つて運賃割安の爲バクナムボー經由移出されることが多い。

#### 3、商人

當地商人は悉く華僑にして其の店數凡そ百軒、此の中有力者はスワンカローケの信成和(綿絲布兼雜貨)、趙森泰、一而發、泉利、榮源、炳合昌等がある。

スコータイにあつては移入商約六店、年移入高は約二十萬銖程度である。

#### (イ) 綿絲布

二〇型の立馬印賣行良く、之に次ぐものとして藍鳳印あり年取引高一五〇俵見當と推定される。  
人絹は年凡そ三千反、毛布は年二千組見當である。

#### (ロ) 雜 貨

當地方は未だ自動車數極めて尠く現在十數臺を數へるに過ぎない爲にタイヤの需要も殆どなく、只英國人商人はラヘンに至る自動車道路建設を見越して販賣所の設置等に焦心してゐる事は注目に値する。

自轉車は凡そ三、四〇〇臺あり、これがタイヤの需要も月百本見當である。其他雜貨類はエナメル類を筆頭に年額五萬株其他は各地とも大同小異である。

#### (ハ) 食 料 品

煉乳年額二、四〇〇函、サーデン罐詰一、二〇〇函、砂糖一萬五千俵、麥粉は殆ど猪印にして年一萬俵、麥酒は年凡そ三〇〇函漸次需要増加の傾向にある。當地麥酒は運賃の關係上タイ國產麥酒が優勢である。

以上商品の仕入先は綿絲布は禮昌、榮發、明盛等、食料品、雜貨は榮順昌、福成發、合盛豐、信成、林坤盛、初興盛、財合等である。

#### 三、ビサヌローケ

ビサヌローケは鐵道にて盤谷を去る三八九糸、メー・ナン河を狹んでタイ中北部に於て最も清潔且整頓されたる地點である。

名所ワット・ロンボウチラダットと稱する寺は建立後未だ年新しく金色燐爛として壯嚴を極め、大佛像はスコータイに次で古き歴史を有し六百有餘年を経過すると云はれてゐる。

縣下總人口約十二萬、ビサヌローケ市の人口約六千、此の中華僑が約半數以上を占め商業、園藝、耕作に從事して居る。

當地方の主なる產物は先づ米作を擧げねばならない。當地方の需要以外に年移出高約一萬噸に及び、此の中陸送によるものは約六割、水運によるもの約四割である。

此の外淡水魚、野菜等も主なるものであり特に後者はチエンマイに次ぐ状態である。

銅產は存するも未だ殆ど採掘活動ならず、林業は頗る豐富にしてチーク、マイラヤー等がその主なるものである。

鐵道以外の交通はメー・ナン河で本市の交通要路であり、タサオを經て北方バンナン方面との交通商取引は七、

八、九月の三ヶ月間が最も盛んである。

商品の販路は鐵道方面上りはビチャイ迄下りはタラウ迄、西は山路をバンラカム迄、東はナコンタイ及同地を經てダンサイ迄にして、年六十萬錠程度の移入高ありと推算される。

綿絲布及綿製品は移入年額約二十萬錠にして有力商店に和豐棧、永合の二店がある。綿絲の多くは四〇型にして主としてバタンの手織用であり當地に染色工場ありて黒、黃のシャツ類は移入尠く毎年二〇〇函程度である。人絹、毛布類も相當の需要あり後者に約三〇〇函、其他タオル等も賣行が良い。

食料品も年額約二〇萬錠、煙草、砂糖の金額最も多く、麥粉、海產物等の賣行も亦多い。

又我國の味の素も相當額取引され、味精を凌駕してゐるものゝ如くである。食料品、雜貨は概して同一店に於て

取扱はれ有力商人に合隆、源和成、協和、協豐等がある。

#### 四、バクナムボー

當地方は一九三二年ナコンサワン州廢されてアユチャ州に隸屬される事になつた。盤谷より鐵道二五一杆の地點メー・ナン河及メー・ビン河メナム(チャオビア)河に合流する地點に位し、北部タイの水運の中心地である。

縣下總人口は凡そ二十萬、當市の人口は約二萬人と算定される。町は三部に分れ

メナム河の東岸驛前ベイヤウ(大港)

人口約二、五〇〇人

驛員を除き全部華僑

河の西岸バクナムボー

人口約二六、五〇〇人

華僑約七、五〇〇人

ナコンサワン

人口約一〇、〇〇〇人

官公吏、軍隊はタイ人

縣廳、郡役所はナコンサワンにあり、ベイヤウは移出入商店、バクナムボーは卸賣、小賣商店が雲集してゐる。街路も相當整頓され河面に望む眺望佳く、景勝の地であり電燈、水道の設備もある。當地は盤谷に次ぐ交通の要路にして商人、貨物の往來盛んである。即ち盤谷へ通ずるメナム(チャオビヤ)、ラヘンを經てチエンマイに至るメー・ビン、スコータイ、スワンカローク、デンヂヤヤを經てバンベニエに至るメー・ヨム、ビサヌローカを經てモンナンに至るメー・ナン河等の諸河を貫く鐵道幹線、カムベン迄に至る自動車道路等である。而して河上交通の最も盛んなる時期は毎年六月より十二月迄で、此の間各河川を利用する船隻概數及運航日數等は次の如くである。

(イ) メナム(チャオビヤ)河

曳船(發動機船)

約一〇隻

糧船(容積4,000擔)

約四〇〇隻

カ一ゴー・ボート(容積2,300擔) 約三〇隻  
帆船(糧船同様) 約五〇隻

(ロ) メー・ビン河

帆船(容積2,500擔) 約一、五〇〇隻

帆船(容積2,000擔) 約一、五〇〇隻(乾季約一〇〇隻)

曳船使用はバクナムボー、ラヘン間二晝夜を要す

同 カムベンベット間一晝夜

帆船及手漕はバクナムボー、カムベンベット間六日間(下り四晝夜)

ラヘン間(十二日間(下り八晝夜))

(ハ) メー・ヨム河

曳船(發動機船) 約五隻

帆船(容積2,500擔見當) 約一、〇〇〇隻

カ一ゴー・ボート(容積3,000擔) 約三〇隻

曳船にてバクナムボー、スコータイ間は五晝夜を要し、バクナムボー、スワンカローク間は五晝夜半乃至六晝夜を要する。

(イ) メー・ナン河

曳船(發動機船)

約五艘

カーゴ・ボート（容積二五〇擔）約一五艘（バクナムボー、ビチット間は一ヶ年中運航）

ダオ人貨物船（容積二〇〇擔） 約一、五〇〇隻

帆船（容積二五〇擔）

約一、〇〇〇隻

右諸河共に十二月以後は水深減退し諸所に深度一呎の淺瀬が出来る故ダオ人所有の積載量二〇〇擔程度の小舟以外は殆ど全部航行不能となる。此の期間盤谷との取引は鐵道により、メー・ビン河沿岸各部落との取引はカムベンベット迄は貨物自動車を利用するが所要時間は約十四時間、通路甚敷く悪く、豪雨の際は運轉不可能に陥入することも稀ではない。

右の交通路の外、船馬連絡にて緬甸國境に至る交通も亦重要であり、ラヘンにて船舟より降されたる貨物は直ちに馬背にてメソード迄運搬されるが此の間通常三日間を要する。

次に當地の主なる販賣市場は雨季にありてはメナム・ナン河流域、主としてビサヌローク、メナム・ヨム河流域、スコータイ、スワンカローク、メー・ビンの流域主としてカムベンベット、ラヘン及陸路連絡のメソード迄である。乾季はピチット、カムベンベット及ラヘン、メソード迄であるが販賣貨物は相當の減少を見る。

#### 產 物

產物は米、魚類、チーク材等あり、就中米は最も主要產物にして當市に盛衰を左右するものである。現に生産高を知り得ない關係上精米所、穀船によつて其の概略を知らんと思ふ。精米所は、パクナムボーに四ヶ所、カムベンベットに四ヶ所、ゴーンケーンに一ヶ所、ソムシヨウに一ヶ所、バンキヨウに二ヶ所、ハチエンに一ヶ所あり、工場に大小の別はあるとしても平均一ヶ所一晝夜穀を二〇〇車、精米高約二〇〇擔と假定して年約二〇〇日運轉せば一工場四二、

○〇〇擔、全工場にて五五六、〇〇〇擔生産する事となる。

カムベンベット方面の出廻高（主としてカーウ・ソワン）は大船一日約十隻として、一隻に約十車、約十七擔を積載し出廻期間は約半ヶ年、依て年出廻高三一五、〇〇〇擔と推定される。

小船は一日約五舟、一舟約四車、半ヶ年出廻として年額六三、〇〇〇擔、即ち合計三七八、〇〇〇擔、二三、五〇〇噸となる。

次にメー・ヨム、メー・ビン河方面に就て見るに大型一日約十五舟、一舟積載量二十五噸、出廻期は四、八、九、十月間年額四五、〇〇〇噸であり、小型は一日約十舟、一舟の積載量約八噸、十一月より二月に至る四ヶ月間の出廻期として年額約九、六〇〇噸、合計五四、六〇〇噸である。而して市郊外は約一四、〇〇〇噸の收穫がある。

米穀による當市の收入は年約四百萬銖以上と稱せられ、此の外、チーク材、スチックラック、チャーン油、煙草、淡水魚等の生産高を合計すると五百萬銖以上の歲入あるものゝ思はれる。

#### 取引商品

（イ）、食料品（綿布、亞鉛引板一部兼業）

一流移入商四店（綿糸、朱巾、亞鉛引板兼營）

一店月二五、〇〇〇銖、四店年額一、二〇〇、〇〇〇銖

二流移入商五店

一店月八、〇〇〇銖、五店 四八〇、〇〇〇銖

船移動店平均一日二艘（一般在荷約二、〇〇〇銖）一隻月六〇、〇〇〇銖

## (ロ) 綿糸布

一、流移入商五店

一店月五〇、〇〇〇銖、五店年六〇、〇〇〇銖  
小賣（仕入先盤谷）十店

一店月一、二五〇銖、年額一五〇、〇〇〇銖

## (ハ) 雜貨（亞鉛板、釘等兼營）

一、流移入商三店 一店月一五、〇〇〇銖 年五四〇、〇〇〇銖

二、流移入商五店 同 四、〇〇〇銖 年二四〇、〇〇〇銖

船移動商店三艘 同 四、〇〇〇銖 年一四四、〇〇〇銖

## (二) 金物（セメント其他建築材）

五店 一店月五、〇〇〇銖、五店年三〇〇、〇〇〇銖

右に概説せるが如く當地方の歲出入は殆どバランスがとれ、代金決済方法等も穀の取引盛んなる地方なる故至極便利である。尙當地商人中著名なものを擧げれば次の如くである。

電氣公司 水發

貸金業、家屋賃貸業 鐘德順

食料品、雜貨、卸商 福利、怡和、發合

綿糸布 再生

金雜貨 振成豐  
物 洪興合

移入重要商品中に於て注意を要すべきものは次の如くである。

サーデン 轉詰

河魚供給の關係上十一月より一月迄の間は賣行尠く各月二五〇箱見當、殘餘の各月は約五〇〇箱の賣行を見てゐる。バクナムボー市の需要は尠く、主としてラヘン、カムベーン方面へ販賣される。

砂糖

粉末砂糖の需要多く、日本精糖にとり將來有望の市場である。ラヘン方面はラオ人多く居住し、此の人種は日本精糖を良く嗜好すると云はれてゐる。

煉乳

二、三、四の各月に於て需要最も良く各月平均約五〇〇箱其他の月は三、四〇〇箱見當である。

麥酒

水運便利の間は札幌印、タイ國產麥酒各半々の需要あり、乾季汽車輸送による期間はタイ國產ビール八〇%、日本ビール二〇%の割合である。

乾電池

タイは未だ文明開けず、電燈設備も至極不完全なるを以て懷中電燈の需要頗る多く一ヶ月一、二千打見當である

ゴム靴

主として乾季六ヶ月間丈の需要にして約一萬打見當の需要あり。

ガラス器具

漸次需要増加しつゝあり、年約十萬銖の入荷ありと見られる。

尙當地各地間の貨物運送貨は次の如くである。

1. 盤谷、バクナムボー間

(イ) 汽車

小口重量運賃(一級)

六〇廷 九〇土丹 七〇廷 一一、一〇銖

八〇廷 一、二〇銖 九〇廷 一、四〇銖

一〇〇廷 一、五〇銖

容積貸切運賃

二級品(燐寸、機械、麥酒)一廷に付 一一、八〇銖

四級品(金物、雜貨、食料品、綿糸布)一廷に付 六銖

七級品(穀)一廷に付 四、三〇銖

(ロ) カーボー・ボート運賃

一擔に付廿五士丹、即ち一頓に付 四、二〇銖

(ハ) 自家カーボー・ボート(但し曳船小蒸氣質借の場合)

2. 苦力賃借料一航海 四五、〇〇銖 合計 六〇、〇〇銖

3. 船 賃(乾季 同〇五〇銖

バクナムボー、ラヘン間

バクナムボー、カンベン間

自動車 乾季一擔に付 二、〇〇銖

## ○タイの信用組合融資に就て

(三井タイ室)

米はタイの重要な物産の一にして國內需要を満たして尚餘りあり、年額凡そ百萬噸を輸出し、實に前年度に於ては輸出總金額の三〇%を占めてゐる。

立憲新政府(一九三二年革命後の政府)は產米の増進を獎勵すると共に米作を生業とする大多數農民の生活状態に對し、深甚なる注意を拂ひ、此れが改善に最善を盡すの決意を固めて居る。

政府の方針は信用組合其他各種の制度を設け、之等を實際に農民達に利用せしめ、彼等當面の生活難打開に努めて居る。此等の諸制度は近く政府の着手すべき大産業計畫の先驅をなすものと考へられる。

タイは幸ひ他の東洋諸國に比し國內平穏にして、國民生活も比較的に安定してゐるから容易に諸種の改革を企てる

事が出来よう。然し是れが断行された結果は當に革命的大變革となるであらう。惟ふに此の米作農民の問題は亞細亞に於ける緊急問題の一つで、日本の如く工業が高度に發達したる國に於てさへも農業が國民經濟の根幹を構成してゐることを忘れてはならない。

斯くも重要な農民が久しい間苦境に沈淪し遂に骨までもしやぶり盡されたが尙負債の始末は自己の方針に俟たねばならぬ所謂東洋の「忘れられたる存在」であった。政府は之れに鑑み、今や、各方面より農民の窮乏を救濟すべく高利負債の整理、所有地の改良、子女教育に必要な學校の設立等に大いに努力してゐる。

#### 共同購買組合

或る地域の農民は古來大地主の小作人で、其の生活は農奴の如く哀れなものであつた。よつて政府は共同購買組合を設立し小作人に對し資金の融通を計り、彼等を自作農化する様努力して居る。購買組合は既に國內處々に設立され今後も益々増加する趨勢にある。從來タイ農民は生活必需品を仲買人（華僑）の手を通して極めて高價に買はねばならなかつたので政府は共同購買組合を設立して、彼等の獨占價格を退け、低廉な標準價格で農場及家庭の必要品並に種子類を購買し得る様にするのである。約二百世帯が一個の共同購買組合に屬し、此の制度の力によりて組合員の間に協同の精神が養成されるものと期待されてゐる。而して政府の来るべき大産業計畫の根幹は互助の精神にあるが故に右の協同精神が將來大いに役立つ事になるのである。

この協同精神の必要なることが特に明にせられたのは耕地改良組合計畫が進められた際であつた。右組合設立後政府は或る地區の農民に對し、同地區の改良組合に加入して排水路、水閘等の建設工事に協力し、相互扶助を發揮する様、要望し政府に於ても排水ポンプ其他必要器具の設置を負擔した結果、其の地區では產米の著増を示してゐる。尙

此の種組合の會員各自の持分は平等で、其の持分購入には貯金或は信用組合よりの借入金を充當してゐる。

#### 共同販賣組合

仲買人（華僑）は性懶りもなく煩ざく米の買付けに現れるので、政府は之れに干渉し、農民が地方市場又は盤谷市場へ直接に其の產米を販賣し得る販賣組合を設立する豫定であるが、先以て毎晩ラヂオを通じ各地方へ米の公定價格を發表してゐるので、仲買人の抑制に相當の效果を擧げてゐる。

次に興味ある問題は新耕地を開拓し其處へ人口の稠密なる地域より農民を移植せしむる事で、政府は人口稀薄地域を調査し之れを整理して數區に分割し必要なる改良を施すのである。若し右地域へ移住植民の希望者があれば、政府は彼等に事業準備資金を貸與する外に諸種の便宜を供するのである。これは低利貸付金で十五ヶ年賦償還制である。其他政府の農業計畫に左の如きものがある。

(イ) 農事改良講習會を開催し農業知識を啓發すると共に、家畜類の生産改良に關しては積極的計畫を進める事。

(ロ) 現在三ヶ所に大灌溉設備工事が進行中で之れが完成に依り五十三萬エーカー以上の地域を灌漑することになる。

(ハ) 農務省は治水に努め、ダムを建設して淡水魚類の保存に多大の成績を擧げ居るも、其の最大のものは面積五十平方哩の淡水湖を人工的に築造するのである。

## ○華僑學校取締新規則に對する華僑側の抗議

(四月八日、盤谷タイムス紙掲載)

左の記事は華僑側より本社に寄せられたものである。

『最近タイ國文部省教育局は次の如く華僑學校普通科の授業にはタイ語を使用すべき新規則を作つた』

一、幼稚園は支那語を除く全科目

二、小學校一年より普通中學一年迄はタイ語、算術、理科、タイ及外國地理、歴史

三、普通中學二年から高等中學一年迄は公民、タイ及外國地理、歴史  
之に對し新規則を華僑學校が採用することは以下の如き理由に依り、甚だ困難であるので教育局に歎願書を提出した。

一、華僑學校普通科の目的は華僑に支那語を教へることである。ミッション・スクールの生徒は大部分タイ人であるから全學課にタイ語を使用し得るが、華僑學校に於ては生徒の大部分は華僑であり、少數のタイ人も支那語を學ぶため來てゐるのであるから、支那語の時間が一週僅か一二三時間となれば華僑學校の目的に副はず學校は閉鎖の已むなきに至るであらう。

二、昨年來華僑學校普通科は一四七九年教育局の規則に據りタイ語使用の授業を一週九時間半（タイ語一六時間、公民一時間半、タイ地理、歴史各一時間）とし、支那語、算術、理科、外國地理、歴史は支那語で教授してゐる。之は生徒にとり可成容易に勉強し且つ理解することが出来るから教育の根本方針に合致し、最良の教

授法である。今回の改正規則の如きは全く無益である。

三、華僑學校普通科の生徒は殆ど全部學齡を過ぎて居り、勿論教育の機會を有つてゐなかつたため、タイ語の知識は乏しい。タイ語の使用科目が今迄通り一週九時間半であれば生徒は徐々にタイ語をマスターすることは困難でない。然るに急に今回の規則通りに従へば、生徒は學課を理解出来ず、全然學業を放棄するに至るであらう。彼等は既に學齡を過ぎてゐるので法律にて就學を強制することは出來ない。斯くてはタイ語の水準を高めるといふ目的にも副主席は必ず又政府の六大政策の一なる教育の普及にも反するので、吾等は其の趣旨には賛成、協力するものであるが、新規則を採用することは出來ない。

四、二四七八年の義務教育令は十四歳以上の男女は就學の義務なきを規定し、他の規則は學齡以上の私立學校生徒は義務教育令に依る小學校卒業試験を受ける資格なく、又官公立小學校に於ては一年から三年迄の間は學齡兒童を入れせしめる必要ある場合在學中の學齡超過兒童を退學せしめ得ることを規定してゐる。扱て華僑學校普通科生徒の大部分は學齡以上であるにも拘らず、教育局が支那語以外の全科目にタイ語を使用せしめる場合、華僑學校普通部は事實上義務教育令による小學校のクラスとなつて終ふ。教育局が學齡以上の者を收容する他の學校を問題とせず、同じく學齡以上の華僑學校にのみ官公立小學校に於けるが如き授業を強制せんとしてゐる。是は甚だ奇怪であり、華僑學校にとつては重大問題である。

五、既述の如く華僑學校の目的は華僑を教育するにある。華僑小學校は教育局の命に依りタイ語並びにタイ國民としての普通知識を授けると同時に、同じく教育局の教育方針に依つて支那文化を學び、將來の生活を保證する技能を授けねばならぬ。そのための學課をタイ人學校が使用せるタイ語の教科書をタイ語で教授することはタイ語の不充

分た華僑學校には不可能である。例へば地理歴史に關して、タイの地理歴史にタイ語の教科書を用ひるのは問題でないが、外國地理、歴史（支那はその一部分に過ぎない）にタイ語の教科書を使用すれば、支那に關する紙面が制限され量的に不適當であり、更に支那思想、文化體系を表す言葉、漢字等を適切なるタイ語に翻譯する事が不可能であるから質的にも適しない。それ故生徒は眞の支那文化を知る事が出來ず、生徒のみならず父兄、保護者の間にも強硬な反対が出ると思はれる。

由來タイの商人は殆ど華僑で取引は支、英、タイ語等でなされるが、華僑同士では支那語を常とし、計算は算盤を用ひる。算盤は非常に便利であるから、タイ商業學校に於ても支那人教師を雇つて支那語と算盤とを教へしめ卒業後商賣をなすに充分な技能を授けてゐる位である。然るに教育局は華僑學校に支那語に依る授業時間を減ぜしめ、タイ語を以て算術を教へしめんとしてゐる。是は華僑學校生徒には生活の資となし得る技能を習得せしむる機會を與へぬといふ結果を生ずる。

六、言葉は單なる教育の道具である。世界各國の學校に於ても、各國の大多數が使用してゐる言葉を教へてゐるが、タイの如く數種の言葉が使用されてゐる國に於ては教育の實を擧げ得るために二ヶ國以上の言葉を使用してゐる。其の結果は甚だ良好で教育は普及し、各民族は協和してゐる。タイ華僑は二百萬と稱せられ、タイ全人口の六分の一に當つてゐる。支那人とタイ人は文化的にも經濟的にも血族的にも密接な關係を有し、過去數世紀間よく協和して何の紛争も見なかつた。これは他の何處にも見られぬところであり、此の二つの民族の友好、協和を永久に保持するためにも、教育局は華僑學校の教授に支那語の使用を許可すべきである。』

因に記者は右の意見を教育局に提出したところ、同規則は現行文部省令並びに私立學校令に則り作成し私立の外國

## ○佛曆二四八一年タイ國燃料法

皇帝アナンダ・マヒドーン陛下の名の下に御前會議の決議に據りて之を公布す。

佛曆二四八二年四月十三日制定 現王即位第六年

（佛曆二四八〇年八月四日付國會議長告示参照）

アティット・デババヤ・アバー攝政首座

チャオ・ビヤ・ビチャーエン・ヨーテン攝政

該法は燃料をより良き條件の下に統制する目的を以て制定せられたるものにして、時宜に適應せる法案なりとして可決せらる。

皇帝の名に於て國會の協賛を經て左記の如く制定せり。

### 序 説 事 項

第一條 該法律は「佛曆二四八一年燃料法」と稱す。

第二條 本法は官報に公布後九十日を経過したる後に於て之を實施す。

第三條 右実施後に在りては本法規の關配する他の總ての法律規定は之を廢止す。

## 第一章

### 一般條項

第四條 本法に在りては

「大臣」とは本法を施行するに當り、之が監督官廳たる大臣を意味し、「官吏」とは本法の規則に従ひて行動すべく右大臣の任命せるものと/or/>。燃料」(Liquida Fugel)とは總ての液體燃料を意味し、鑑油、ケロシン油、パラフィン油、石油、ガソリン、ベンツォール、ベンゼン、揮發油、潤滑油又は天然の各種油及び石油、石炭等の地殻、堅坑より得られるもの、其他政府規定により之等の物質より製出せるもの、一切を含むものなり。

第五條 本法に於ては液體燃料の販賣のみならず、燃料の交換、與譲をも統制する。

第六條 軍用燃料は此の限りに非す。

第七條 經済大臣は本法の實行に當り監督權を有し、所轄官吏の任命權を有す。政府規定に據る各種報酬は本法末尾に付せる料率を超過することを得ず。但し本法に従ひて行動するものに在りては此の限りに非す。

〔註〕政府規定は官報に公表したる後に實行せらるべし。

## 第二章

### 輸入

第八條 燃料を外國より輸入せんとするものは豫め大臣の許可を受け、許可證を所有せざるべからず。政府規定に依る手數料を納入せざるべからず。

但し輸入に際し同時に二、五〇〇立を超える場合、回數を重ねて一箇月通算二、五〇〇立を超過せざる場合又は機械、自動車等に必要なる油にして從來車のオイル・タンクに容れ居しものにありては此の限りに非す。

之が許可證は各自に付與せられ、その有效期間は五ヶ年とす。

第九條 第八條の規定によりて右許可證を受けたるものにして、若し同時に二、五〇〇立以上の輸入を爲す者に在りては輸入に先立て豫め官廳の許可を受けざるべからず。

回數を重ねて輸入する場合一箇月通算二、五〇〇立を超ゆる者に在りては規定量二、五〇〇立を超せざる内に之が届出を爲すべし。

第十條 被免許人には燃料の價格、所有量、品質（種類）殘量、一箇月の賣上高等を其の月の五日迄に届出を了すべし。

第十一條 被免許人にして許可證記入量に據り仕入を爲さんとする場合、若し右量に満たざる場合直ちに係官に報告を爲さざるべからず。

被免許人は大臣に於て許可せざる場合の外、許可證に記入證明せられたる量の半以上の量を保有せざるべからず。

若し大臣に於て商賣の停止を命じたる場合に於ては豫約せる全燃料を賣却することを得。

第十二条 被免許人にして若し許可證の期限満了前に營業を廢止せんとする時は六箇月以前に此旨大臣に届出でを爲すべし。

大臣は右營業繼續の必要を認めたる場合、許可證面の期限満了迄營業の繼續を命ずるの權限を有す。

三八

### 第三章 蒸溜法

第十三条 波體燃料の蒸溜法は政府に於て許可せる方法以外に之を許さず。

#### 第四章 價格評定

第十四条 大臣はタイ國內の液體燃料に對し左の如き價格の決定變更を爲すの權限を有す。

##### 一、卸賣價段(相場)

##### 二、賣價(賣渡價段)

##### 三、特定地方の賣價

第十五条 第十四條の規定に基く處の最高低價格の決定は製造元引渡價段、輸入價格其他之に關する他の事情に依りて決定するものとす。

第十六条 係官は必要に應じ燃料の貯藏所、店舗に對し之を査閱するの權限を有し、同時に試験の目的を以て燃料見本を押收することを得。場合に依りては許可證の有無を確むることを得。

係官に依りて檢閲を要求せられたる場合に在りては被免許人は燃料に關する書類一切の檢閲に應ぜざる

べからず。

第十七条 前條の示す如く大臣は國民の能力(耐力)乃至は其他の公衆の必要に依りて免許證の隨時無効を命することを得。

第十八条 大臣は國家の燃料需要量に應じ適宜に輸入量の制限を爲すこと有るべし。

第十九條 大臣を總裁とする顧問役員の議席は選舉によりて之を決定すべし。

#### 第五章 違犯事項

第二十条 燃料輸入に際し第八、九條の規定に從はずるものは、一年未滿の禁錮又は三千銖以下の罰金に處せられ所持燃料の全部を沒收せらるべし。

第二十一條 被免許人にして第十一、二條の規定に從はず違犯の行爲を認めたるときは一年未滿の禁錮又は三千銖以下の罰金に處せられ、所有燃料をも沒收せらるべし。

第二十二條 被免許人にして第十條乃至第十六條の規定に從はず違犯の行爲を認めたる場合一箇月未滿の禁錮又は百銖以下の罰金に處せられ所有燃料は之を沒收すべし。

第二十三條 第十三條の規定を犯し燃料の分離又は變化せしめたる場合は五年以下の重禁錮又は一萬銖以下の罰金に處せられ、所有燃料は沒收せらるべし。

第二十四條 第十四條の規定に據りて政府の定めたる價格(相場)に從はずして賣買したる時は、その自發的、他動的とを問はず又直接、間接とに拘らず千銖以下の罰金刑に處せらるべし。

三九

第二十五條 本法の定むる政府規定に従はずして違犯の行為を認めたる時は、二百銖以下の罰金刑に處せらるべき。

▲附 則

一、申込料は一銖以下とす。

二、輸出入の免許證下附手數料は十銖以下とす。

三、更に第二の免許證を下附する場合は十銖以下の料金を納入すべし。

## ○盤谷一九三九年三月中綿布市況

去る二月十九日抜打的に發表實施せられたるタイ國改定新税率法は日本製綿布取扱業者に特に大打撃を與へ、市場は混亂を呈し、三月末に至るもその確固たる見透しさへつかぬ状態であつた。従つて以下に述べる如く一時的荷動きはあつたが大體に於て低調であつた。

新税率法は（従量税）舊税率の從價5%に比し三倍乃至六倍となり平均に於て五倍以上の引上げを見た。今試みに

一月末現在に於ける代表綿糸布の新税を従價に換算せば左記の如くである。

綿糸布代表商品新税従價換算表  
(一九三九年二月末現在)

品

名

量(既)

新率(既當)

新

稅

従價に換算%

舊稅(従價)%

綿糸	二〇	番手	手	八一〇〇	一八一〇〇	一八〇〇銖	一五四	五〇
四〇番手	八〇分の二番手晒	人	細タック	八〇	八〇	八〇	一〇〇	五九
粗天タック	八〇	人	粗天タック	五・五二六	五・五二六	五・五二六	二〇八	二五四
竺三輪	八〇	人	竺三輪	五・四六二	五・四六二	五・四六二	一九二	三五三
布	八〇	人	布	五・二〇	五・二〇	五・二〇	一九一	二二七
並巾	八〇	人	並巾	四・八二二	四・八二二	四・八二二	一九一	二二九
晒巾	八〇	人	晒巾	四・八二〇	四・八二〇	四・八二〇	一九一	二四二
金巾	八〇	人	金巾	四・七七二	四・七七二	四・七七二	一九一	三一五
竹虎	八〇	人	竹虎	四・六六二	四・六六二	四・六六二	一九一	三六九
飛龍	八〇	人	飛龍	四・六〇〇	四・六〇〇	四・六〇〇	一九一	一九四
一六〇〇	一七〇	二九〇						
九一	一〇五	一五〇						
九龍	一〇五	一五〇						
朱子	一〇五	一五〇						
光輝付	一〇五	一五〇						
ホワイト・ボイル	一〇六五	一〇六五						
二六六三	一九九九	三五九						
タ	タ	タ	タ	タ	タ	タ	一九九九	二四五
黒五枚	一九九九	二九〇						
朱子	一九九九	三三五						
光輝付	一九九九	二四五						

(株)一・五八圓)

右表に據つて見るも明かなる如く平均に於て五倍餘の引上げを見た。然して盤合織物輸入業界の主流たる在留邦人業者より見下づれば最も多く

大なる税金の支拂ひに支障を來すに到つた。依つて從來の如く多量の手持賣は出來なくなり、單にインデント取引に期待するの止むなきに至つた。斯るが故に爾後の見込的輸入は全く不可能の状態となり擲て加へて市場はストックの

過多により殆ど受註を見ず頗る憂慮され居りたるも其後のストック消化と諦め的安定とに依り受註はボツ／＼出來つゝあるが漸減を示してゐる。  
尙例年此の月はタイ正月の前月なるため市場は地方よりの顧客と相俟つて相當荷動きある筈なるも、地方ストックの過多と新税率に伴ふ値上り（實際は尙一割五分方安値にも拘らず）により本月は例年に比し市場は極めて閑散であつた。

三月中に於ける平均相場

鵝 橋	五・六〇〇	八・〇〇
二入軍人	六・六〇〇	六・五〇
龍	五・〇五〇	五・一〇
一六〇〇〇	六・一〇	五・三〇
五〇〇〇〇	五・一〇	五・一〇
五〇・〇〇〇	五・一〇	八・〇〇
ス タ	二・四・〇〇	二・四・〇〇
犬 と 葉	二・四・〇〇	二・四・〇〇
晒 卷	二・四・〇〇	二・四・〇〇
九連鑑 黒 一二〇	二・八〇	二・九五
" 赤 一二〇	二・九五	五・三〇
三四时四〇碼	二・八〇	五・三五
二八时三〇碼	二・八〇	二・九五
四二时一二碼(ヨージ)	二・六・〇〇	二・六・〇〇
二八时二四碼	二・八〇	二・九五
二八时二四碼	二・八〇	二・九五

## ○佛曆二四八一年(自一九三八年四月 至一九三九年三月)盤谷港對日貿易概況

佛曆二四七九年迄躍進に躍進を重ね、今後如何なる限度迄進展するかの豫測をさへ許さなかつた本邦對タイ貿易は佛曆二四八〇年支那事變勃發するに及び、タイの對日親善度益々加はりつゝあるに拘らず突如減退の兆を示し、二四八一年に於て遂に激減を示した。

此の事實は一考して甚だ奇異の感なきを得ないのであるが、當國內に於て實數二百五十萬を算し當國內の津々浦々に至る迄の商業機構の大半を掌握する華僑に根強き排日貨を行はれ、一方本邦内熟練工の應召、原料品の獲得難等により製造業界の不活潑を來した今日致し方なき結果と言はざるを得ぬ。

今試みに輸入額統計上に表はれたる邦品輸入額退の狀況を示せば

盤谷港總輸入額	盤谷港邦品輸入額	總輸入額對邦品輸入額%
一一三、三八七、八九七鉢	一九、一二九、七二五鉢	〇・一四%弱
九五、六七四、四一六鉢	二二〇九七二四〇鉢	〇・二三%強
九七、六九一、八六八鉢	二八、二五八、七四五鉢	〇・二八%強
二四八一年	二四八〇年	
二四七九年		

右表の如く二四七九年に於て盤谷港總輸入額の二八%を占めたる本邦品輸入は二四八一年には僅かに一四%を占むるに過ぎざる状態となり、二四八一年邦品輸入額は二四七九年の夫に比し九、一、九、〇一〇鉢の巨減を示した。

而して盤谷港總輸入額は二四八一年度に於ては遙かに前年度及前々年度を凌駕して居る事、並に支那事變以來本邦商品單價昂騰せるに拘らず邦品輸入額減少せる事を併せて考慮すれば支那事變以來排日貨の邦品輸入に及ぼしたる影響が如何に甚大なるかを察知する事が出来る。

次に二四八一年度に於る邦品輸入の消長を月別に表示するに左の如くである。

四	月	月	一、二九六、九九六銖
五	月	月	一、三八二、八四〇銖
六	月	月	一、一五五、五五八銖
七	月	月	一、六二五、七四九銖
八	月	月	九三五、九四三銖
九	月	月	一、〇三六、八五四銖
十	月	月	一、二七七、四六六銖
十一	月	月	二、〇〇八、五〇一銖
十二	月	月	一、六〇〇、六五五銖
一	月	月	二、三一五、三七九銖
二	月	月	一、一七二、七七三銖
三	月	月	三、三二、一〇一一銖

八月即ち皇軍の進撃最も果敢を極め蔣介石焦慮の結果、逆宣傳と排日貨監視暴力團の活動猖獗を極めし頃が最も邦品の輸入激減したる事を示す。

右表中三月中輸入額巨増を示したのは、當國稅率改正が四月の年度替りを期して實施せらるゝものと豫測せられた爲、豫ての先物契約品が三月中に殺到した故である。之は現在の過剰在荷より見ても容易に察知し得る事であり、今後の好況を約束するものではないと考察される。

商 品 名	二四七九年	二四八〇年	二四八一年
鐵 鐵 非 加 精 食 品	三四二、二五六銖	三四二、二九六銖	六二、九九八銖
罐 話 魷 魷 魷 魷	一七八、九二三	八七、四四七	一〇、〇〇〇
糖 煉 煉 煉 煉 煉	三一二、〇二四	五三、〇一一	四五、九二八
口 葡 葡 葡 葡 葡	一七一、〇一二	一五四、四八一	一
料 葡 葡 葡 葡 葡	一三五、〇五七	九七、七四七	二四、一五九
學 葡 葡 葡 葡 葡	一一〇、七七九	五七、二五九	四九、九七二
化 葡 葡 葡 葡 葡	二一一、九八七	一六六、八四四	九一、四二九
電 葡 葡 葡 葡 葡	一〇八、二一八	一二〇、一〇〇	五六、三六〇
蘭 葡 葡 葡 葡 葡	二七三、四四五	三三〇、一九三	二六九、三八一
莫 葡 葡 葡 葡 葡	四五五、二四五	三三四〇、一五九	一九五、八五三
帽 葡 葡 葡 葡 葡	二六一、五五一	一六一、九六八	六四、一二六
大 容 器 葡 葡 葡 葡	一三九、七八二	一〇三、一八六	三五、〇一五
子 子 器 葡 葡 葡 葡	一〇三、一八六	一〇三、一八六	一

三五四、二二〇銖

五一、七一二銖

二三六、四五六銖

一九四、三五八々

三七八、七〇四々

一〇、六九五々

一、九〇七、四一七々

二一〇、五三九々

二一五、六四三々

三六、二四七々

四八、五三六々

二九、九三九々

四九三、〇三四々

八、九七九々

七二六、六六三々

三二一、二一五々

三四八、三三五々

三九五、五三二々

三一〇、四八六々

二一〇、五五四々

二三〇、四四五々

三九一、二〇六々

二三九、二一四々

一八、〇六八々

六四五、七四〇々

七九、〇九〇〇

一、三八三、〇四五々

二八三、一九七々

六〇五、五六二々

八五二、四九二々

六七八、五一一々

二〇二九、〇六六々

一三一、七六二々

一九五、六九五々

一五七、一九二々

二一七、六三三々

五二九、八〇〇々

七九四、〇〇六々

四四七、三三三々

四六四、六一六々

八九六、五六五々

一、二七二、〇一二々

三三一、一四六々

六三四、七〇八々

三五八、一〇六々

二四六、六〇六々

三三九、三五七々

二四五、六〇二々

二五七、八〇二々

三五三、三五七々

一六〇、八一六々

四、三三四々

六〇六、五六九々

三二四、五〇三々

一七二、三四八々

二七四、九一〇々

六三、六〇五々

六五、四〇二々

六四、二九一々

二六一、九五五々

七六〇、〇五五々

六六八、九〇六々

三二〇、三一三々

二一一、三三八々

一七一、二三三々

二二九、九一三々

一九四、二三三々

八八、七二七々

一九四、二三一々

五五、八一四々

三六九、一〇六々

二四六、四五四々

四〇六、四八四々

二二九、九一三々

二五一、二二九々

二一九、三三八々

二〇、五一四、五四七々

一四、九二、六八四々

右の如く三ヶ年に亘り堅調を持續して居るものは紙、バカマ、捺染スプリット、晒金巾、生地巾、染金巾、紺金巾、紺金巾、平織ボイル、綿ケンブリック、染綿ドリル、ボブリン及びリムブリック、綿仁斯、電氣器具等であり、其他のものは何れも甚だしく減退した。

染ボブリン及リムブリック  
捺染ボブリン及リムブリック  
ボブリン及リムブリック變り織  
ボブリン及リムブリック變り織  
綿仁斯  
綿肌着  
綿毛布  
綿タオル  
綿手巾  
綿人絹綾織及變り織  
無地及染人絹平織  
捺染人絹綾織及變り織  
自轉車部分品  
晒綿糸  
生地綿  
麥  
合計  
右の如く三ヶ年に亘り堅調を持續して居るものは紙、バカマ、捺染スプリット、晒金巾、生地巾、染金巾、紺金巾、紺金巾、平織ボイル、綿ケンブリック、染綿ドリル、ボブリン及びリムブリック、綿仁斯、電氣器具等であり、其他のものは何れも甚だしく減退した。

右述の商品は何れも特に日本品たる事が明らかならざるか、又は華僑に代る印度商人に依り全國に行亘り得る商品なるが爲特に減退を免れたものと推ふ。  
激減を示したものは食料品、セルロイド製品、化學藥品、陶器、帽子、莫大小製品、亞鉛引鐵板、針金及同製品、パライ、捺染サロン、綿肌着、晒綿糸等であり、亞鉛引鐵板、針金製品等は本邦配給統制の結果、原料難に伴ひ輸入減退せるものと見做し得るが、其他は何れも排日貨の影響により明かに他國商品に地盤を奪食せられたのである。

## ○一九三九年三月盤谷港貿易概況

—附、二月中地方港貿易統計—

當國關稅局發表の統計に據れば、本年三月中に於ける盤谷港輸出入貿易は左の如くである。

總額	二六、一二二、五七七銖
輸出	一一、一二五二、三四九銖
輸入	一三、九六九、二二八銖
差引入超額	一、七一六、八七九銖

之を昨年同期に比するときは輸出入共に前者に於て六十一萬七千六百四十銖、後者に於ては實に五百十八萬八千五

百六十七銖の一大躍進振りを示してゐるが躍進途上にある當國貿易として百七十一萬餘銖の逆超は今後大いに考慮せらねばならぬ問題なりと思料す。

然しながら輸入額の増大が前月に比するも尙四百四十二萬七千四十三銖を記録せるは稅率改正にも拘らず意外な收穫なりとするも、之が眞因は關稅率改正の行はるべき時期をタイ正月（四月一日）となし見越輸入の行はれた事に起因すると見るべきが至當である。

一、輸入 種目	(單位：銖)	G = 政府輸入	佛曆二四八一年 四月一翌年三月	佛曆二四八〇年 四月一翌年三月
一 般 商 品		G 一、七三一、四三〇	G 二八八、五九四	G 六、〇一五、三四六
酒、麥酒、酒精類		G 一一、九一七、〇八八	G 八、二六九、五五六	G 一〇二、七四〇、九九七
金 銀 塊、貨幣		G 一二二、九三四	G 八九、九五〇	G 三、三三八
阿 片		G 九、六五七	G 九、七五〇	G 一、三五三、八二八
金銀塊、貨幣片		G 一八八、一九一	G 二二、七四六	G 一、二六一、三六七
米 計		G 一三、九六九、二二八	G 二、三四二、一一五	G 七六、五九八
二、輸出		G 九、九七七、二四三	G 八、六八〇、六六一	G 一〇七、四八七
米 計		G 一二、九六七、九三九	G 九、四九四、九二一	G 五八四、三九二
二、輸出		G 一二、四四八、六七〇	G 九四、九六七、四六八	G 九五、五五〇、七六九

チ  
他  
の  
木  
材  
類  
錫  
銅  
鐵  
鉛  
鎳  
銹  
銹

六〇三、七七一  
四四、〇六二  
二六九  
(二・六四)  
九七、一五三  
(一三四、九三五)  
六七、九四二  
二七八、五八九  
一、一八三、三二〇  
一二、二五二、三四九

七一八、五四二  
一九、四七六  
六、〇三五  
(七四・七五)  
三九、五一九  
(六二、五〇七)  
二四七、一三九  
二〇九、〇三一  
九〇〇、〇四六  
一一、六三四、七〇九

九、一一二、一二六  
六〇〇、八四三  
八、六五〇  
(九六・九一)  
一、九二八、二三三  
(二、五一、二七九)  
二、五三四、七〇三  
二、六一五、一七六  
一、九〇〇、六三一  
一〇二、七三九、六五三

五二  
九  
六、七三九、四三八  
三三四、四八〇  
一一、二五九  
(一一五、二七)  
七八八、二三九  
(一、一〇八、〇四三)  
二、一四六、九三七  
二、五八一、七三七  
三、五四七、五一  
一、二、九〇二、六三一

前月中に於ける一般商品内譯

食  
料  
品  
ケロシ  
ガニーバック  
機械類  
金属製品  
織物類  
草類

一九三九年二月  
一、二八五、九四七  
二三九、九四六  
一〇四、一六〇五  
三一四、二八四  
九三四、九五〇  
一、六九八、四〇七  
一五九、七九二

一九三八年二月  
一、一二〇、〇二五  
八七、六〇〇  
二六六、九五〇  
四〇八、三三一  
九一四、〇五五  
一、四四〇、〇八八  
二一二、九六二

佛曆二八年四月一二月  
一二、七九三、四九四  
二、五三五、五五六  
四、二〇二、一八一  
四、一七八、六九一  
九、二八四、六四一  
二〇、九八六、一八〇  
一、九九六、六五一

佛曆二九年四月一二月  
一二、七七二、五八三  
二、三九九、一五七  
二、八〇〇、七一六  
三、八六七、九七六  
七、七一四、四七六  
一七、四五〇、一三六  
二、五六一、五八六

其  
計  
他

三、四一四、一四三  
九、〇八九、〇七四

三、四六八、二九一  
七、九一八、三〇二

三九、一六六、三五八  
九五、一〇八、〇二二

三五、四六八、三〇五  
八五、〇三四、九三五

二月中に於ける地方港輸出入貿易概況

(単位：銖)

一、輸入  
種  
目

一九三九年二月  
一〇四三、三四〇  
三四、三三六  
三四、三四七

佛曆二八年四月一二月  
一、一五二、五〇〇  
三一、四四七

佛曆二九年四月一二月  
一四、四四七、〇五七  
二八〇、九一七  
二八三、七四六

二、輸出  
種  
目

一九三九年二月  
一〇七七、六六六  
一一、八三、九四七  
一四、七二八、〇〇五  
一四、五六四、二五五

佛曆二八年四月一二月  
二、一一一、二六三  
(五六九、七六七)

佛曆二九年四月一二月  
一四、二七六、三〇七  
二八三、七四六  
五八〇

三、米  
計  
阿  
金  
金  
地  
金  
及  
貨  
幣  
片  
箔

一、〇七七、六六六  
一一、五、一五  
(六五、九七七)  
二一、五七四

三、一七四、二九五  
(一)  
四四三、五九四

二、一一一、二六三  
(五六九、七六七)  
一五〇、一三〇

チ  
他  
の  
材  
材  
類  
計

一一、五、一五  
(一)  
六三、四三九

五三  
五三

錫	二、二八六、〇二六	二、一〇一、二九一	二七、〇〇七、〇三〇	三四、八一一、九八〇
擔	(一)	(二五、七八三)	(一)	(三三五、三七七)
護謨及護謨屑	三、〇〇五、三六四	一、七〇四、九九七	二一、一二七、九四一	一九、一〇六、八四三
旺	(一)	(三、三五〇、〇六九)	(一)	(一、七〇四、九九七)
金地金及加工品	一一〇、三八九	七三、〇〇〇	一、〇三三、一二四	六二七、〇五八
再輸出	一〇一、九九七	一一一、三四〇	一、一五〇、七一六	一、四二四、八一三
其 他	二一六、〇八三	二二七、六八八	二、五四三、六五五	三、一六五、四二五
計	五、九〇五、五四八	四、五四〇、一二二	五六、四七九、三四五	六一、七五七、五一二

〔註〕輸入の數字は確定的のものならず  
米とチークは概算なり。

## ○盤谷關稅局公告

今當地關稅局はボルト、マデーラ、セトバル、モスカラル、カルカヴエロス等の產地名を附しながら實際は前記ボルトガル領諸產地の原產に非ざる酒類の輸出入の禁止に關し規定を公布した。

佛曆二四八一年ボルトガル產地名稱を附したる酒類に關する法規第六條に基き、稅關長は酒類に關する申請、保證其他に關する左の取締法を公布し、同法により禁止せられたる酒類の輸出入を禁止す。

### 一、申請書の提出

前條に違反するものと見做し、之が抑留を要請せんとする申請は左の規定に従ひ行ふものとす

1、盤谷港稅關次長、又は地方港稅關長宛規定の様式に従ひ申請すべし

2、該申請により要求せんとする特別検査施行の爲生する費用として充分なりと責任官吏の認むる金額を預託すべし  
該金額は通例佛曆二四六九年關稅法第四項(C)及び第四項(D)に定められたる率に従ひ之を定む

### 二、特別検査費用

酒類特別検査終了後、本検査施行の爲要したる費用を前記預託金より差引き預託金に尙殘額ある場合は之を返却し預託金不足なりし場合は不足額を徵收す

### 三、申請品の検査後の處置

申請せられたる品物の検査の結果、責任官吏が之を拘留すべき何等の根據なしと認めたる場合は該商品を所有者に引取らしむ

責任官吏が正當と認めざる場合該品は更に抑留せられ告發せらるゝか或は此の抑留に對し引取申請の爲生じたる全費用、損害を稅關に賠償せしむる爲申請人より擔保金を徵收す

四、擔保金の徵收及び決済

擔保金の徵收及び決済は「原產地名を偽申告せる商品の輸入禁止」に關する佛曆二四八〇年關稅局公告第三號第三章及第四章に定められたる處に準據するものとす

## ○佛曆二四八二年原產地名を嘘偽申告せる 商品の輸入禁止法

皇帝アンダ・マヒドーン陛下の名を以て

攝政會議員は佛曆二四八〇年八月四日人民議會議長の公告に準據し

アティット・デバヤ・アバ攝政首座

佛曆二四八二年四月十三日附を以て「原產地名を嘘偽申告せる商品の輸入禁止法」を布告す

第一條 本法は「佛曆二四八二年原產地名を嘘偽申告せる商品の輸入禁止法」と稱す

第二條 本法は官報告示の當日以降實施せらる

第三條 本法に於ては他に特別の指示なき場合

「原產地名の申告」とは當該商品の製造せられたる國及び地名を示す言語、記述を指す

「包装」とは止物、樽、瓶、容器、箱、被覆物、管、包、栓其他商品を容るゝに用ふる凡ての物を指す

「荷札」とは紐又はカードを指す

第四條 輸入品原產地名申告は包装物並びに附帶荷札等に鍍金、打板、接合、捺印し表示するものとす

第五條 原產地名を嘘偽申告せる商品の輸入禁止法はタイ國內に於て製造せらるゝ商品包装の爲輸入せらるゝ者には

### 適用せず

第六條 關稅法並びに改訂禁制品及び關稅當局の令狀は本法に伴ひ之と關聯して適用せらる

第七條 稅關長は禁制品に關し、其の條件の如何を問はず申告、供託金に關する規定を發令する權限を有す

商品を差押へ又は沒收手續を取るに當り税關長は該商品が禁制品なる事を上述法令に準據指摘し任意の手續

を取るを得、商品差押の爲生じたる全費用は本法に定められたる處に從ひ徵收せらるべし

第八條 大藏大臣は本法施行に關する統制權を保有す

佛曆二四八二年原產地名を嘘偽申告せる商品の輸入禁止法に關聯し、五月五日附を以て左の如き關稅局規定が公布せられた。

豫想て本法實施方法としては個々の商品に原產地名を明記せしめ、稅關吏が之を送狀と照合せ取調べる事となるべく豫想せられて居たのであるが今回の規定によれば輸入業者相互間に於て商品原產地名の眞疑を監視し、原產地名を偽れる商品なりと認めたる商品に對しては發見者自ら之を告發、商品を關稅局に抑留せしめ、稅關吏の査定を待つて起訴するの手段に依り本法施行の徹底を期すこととなつた。

原產地名を嘘偽申告せる商品の輸入禁止法第七條（關稅局規定發令權を稅關長に附與せる條項）に基き稅關長は同法により禁止せられたる商品に對する告發、擔保其他に關する左の規定を公布する。

一、告發書の提出

本法條令に違反するものと疑はしき商品の抑留を申請せんとし通告を爲さんとする者は左の條項に從ひ之を行ふべ

1、盤谷港稅關次長又は地方港稅關長宛規定様式に従ひ通告すべし

2、該通告により要請せる特別検査施行費用として充分なりと當局官吏の認むる金額を供託すべし  
供託金額は通例佛曆二四六九年關稅法第四項(C)及第四項(D)に定められたる率に準據し其の額を定むるもの  
とす

二、商品検査後此の施行費用を前記供託金より差引き、供託金に尙残額ある時は之を返却し、不足額ある場合は之を  
徴収す

三、被告發商品検査の結果當局官吏が之を抑留すべき何等の根據なしと認めたる時は該商品を持主に引取らしむ  
當局官吏が該品を合法的と認めざる時は該品は更に抑留せられ、起訴せらるゝか又は此の抑留に關し生じたる全經  
費、損害及び其の結果として起るべき訴訟費用の全額を告發人より擔保として供託せしむ

四、第三條により要求せられたる擔保は左の如く定む  
1、商品價格の一割に該當する現金、又は最高限度額銀五百銖

2、商品價格(稅金込)の倍額に該當する規定の債券堅質と認めらるゝもの又は最高限度額銀一千銖相當の債券  
但し四日以内に擔保を提出せざる場合は被告發品を其以上抑留せざるものとす

五、第三條による擔保の精算法左の如し

1. 傷 番 件

商品が最終法廷に於て沒收を宣告せられたる場合

2. 損 保 返 却 時 期 及 方 法

没收終了と同時に擔保たる現金全額を返却債券を非擔保

2.

商品沒收せられず商品持主が抑留の爲生じたる全費用、  
損傷、損害並びに訴訟費用に関する關稅局負擔は之を免  
する旨文書を以て申告せる場合

3. 損 保 及 訴 訟 と す  
商品沒收せられず商品持主より前項に述べたる申告あり  
たるとも右の爲生じたる費用、損傷、損害に關し商品  
持主より商法に規定せる期間内に於て何等の要求なかり  
し場合

商品沒收せられず商品持主より抑留により生じたる費  
用、損傷、損害並びに訴訟費用を請求せる場合

4. 損 保 及 訴 訟 と す  
商品没收せられず商品所持人より抑留により生じたる費  
用、損傷、損害並びに訴訟費用を請求せる場合

4.

5.

雜苑

○タイ國に於ける外來人と其の文化的影響

天田六郎

本文はタイ國ラマ第五世王の弟君で政治家として又歴史家として知られたダムロン親王の某所に於ける講演を傍聽せる際其の要旨を筆記し置けるものを基礎に書綴れるものであつて筆者の研究になるものではない。

タイ國に於ては印度文化が他に先んじて古くから渡來し、タイ人は先づ印度から宗教、文藝、文字等を受け入れたのである。印度支那半島に於ても大體同様で外國文化は印度が回教徒に依つて占住せられた時迄凡て之を印度から取り入れて居つた。又當時支那には蒙古族の入寇あり、漢民が盛に南方に逃避して東甫寨及タイ國等にも亦多く入り込んで來たが、一二八二年に至つて元の國王はタイ王との間に使節を交換し兩國間に通商の途も開かれるに及んで茲にタイ人は支那文化の影響を受ける様になつた。

歐羅巴人に就ては當國に始めて渡來したものは葡萄牙人で、彼等は一五一三年に早くもアユチャヤ王と條約を結び通商の許可を得たので自然多數の同國人がアユチャヤ府に在住する様になつた。一五三八年には時のアユチャヤ國王は緬甸

軍追討の爲め國境に兵を進めたのであつたが其の時約百人程の葡萄牙人が、アユチャヤ軍に従つたので國王は大いに之を徳とし、戰捷凱旋後アユチャヤ府の下方湄南河西岸に土地を定めて専ら葡萄牙人の居留地とする事を許し又其の居留地内に基督教會堂の建立をも許可せられたが、之は十六世紀に於ける歐人の在留並に基督教傳道の嚆矢とするものである。

當時アユチャヤ府に於ける在留西歐人と言へば葡萄牙人のみで、此の状態が其の後約百年續いた。葡國政府は之等の事から東方諸國に於ける通商及び基督教傳教の事に目を付け先づ同國人の渡航を盛に奨励して渡航先の婦人と雜婚せしめ、其の子孫には葡國風の教育を授け基督教を訓ゆると言ふやうな方法を執つた爲め、當國にも葡萄牙人の血を引くもの多く其の内には加特力教を信じ又若干の葡語をも解する者もあつた。

タイ國に葡人が入り込む迄は他の東洋諸國人は未だ火銃と言ふ物を知らなかつた。アユチャヤ王が緬甸と約五十年に亘る交戦時代に入つて戰争に必要な新しい多くの歐風技術はタイ人は之を葡萄牙人から習得したのであつた。火銃も其の一つで之が爲めタイ人は優秀なる銃器を作る事を知り自ら作つた火銃を日本に輸出した史實も残つて居る。即ち一六〇六年日本將軍はアユチャヤ王に書を贈つてタイ火銃の優秀なるを大いに稱讃し、更に其の寄贈を受け度き旨申述べた文獻が今に保存されて居る。

新しい要塞築造も亦葡萄牙人の傳授したもので之に依つて要塞の跡は現在猶スワンカローク、スコータイ、アユチャヤ等中部湄南河流域の古都に於て見る事が出来る。此の外如何なる新しい知識が葡萄牙人に依つて招來されたかは具体的には詳にされて居ないが基督教だけは純粹タイ人には信奉されなかつた模様であつた。

降つて十七世紀に入るに及んでは西歐諸國人にしてアユチャヤ府に渡來する者漸く多くなつて來た。和蘭人は一六〇

四年、英吉利人は一六一二年、丁抹人は一六二一年に夫々當國に渡航して來た。英、蘭兩國人は基督教、プロテスタン派に屬し、葡萄牙人の如く布教には關係せず専ら通商の事に意を用ゐたのであつた。

蘭人の傳來した重要な新技術は造船術であつた。一方英吉利人は當國に於て航海關係の方面に雇傭せられたもののが多かつたのに見れば、彼等は航海術を傳授したものと思はれる。其の頃西班牙人も亦渡來したが、西班牙國其のものはアユチャ國王に依つて正式に國交を結ぶ事は許されるに至らなかつた。蓋し西班牙人が當時アユチャ王に反旗を翻した東南塞軍に投じた者が有つた事に素因して居たのだ。

次いで十七世紀の後半に入つては即ち一六六二年佛蘭西人が渡來するに至つた。然し當時の佛蘭西人の目的は蘭人や英人とは異つて居つて時佛國王ルイ十四世は羅馬加特力教の熱心なる信者であつて、東方諸國に對する布教の希望を有して居たので、宣教師を派して東洋の諸事情を調査せしめんとしたのであつた。之等の宣教師は陸路、シリア、ペルシャ、印度を經てアユチャに達したのであつたが、其の通過せる諸國が異宗教を排斥する回教徒に依つて勢力を占められて居るに反しタイ人の國は専ら佛教が盛んで何等他宗教を排斥せざる事、又此の國が印度と支那との中間に位して通商に從事する諸外國人の集散多く、若しアユチャ府に布教所を設くるに於ては爪哇人、馬來人、印度人、東南塞人、モーン人、及支那人等同府に往來在住する者の間に先づ教を弘め、更に彼等に從つて其の本國に迄渡り布教し得るの便利あるべしとの觀測を爲したのであつた。ルイ十四世及羅馬法王は斯の如き當國情を識り大いに喜んでアユチャ府に東洋布教本部を置き多數の宣教師を送つたのであつた。

當時の布教手段は先づ貧民に對する施業、施療等を行ひ漸次に夫等の幼子弟を教に導かんとしたものであつて、此の方法は成功して其の信者を増す事が出來た。

此の時のアユチャ王はプラナライ大王で極めて英邁な方であつて銳意國政に力を盡して居つた時とて佛人宣教師の慈善的行爲を大いに喜ばれ、彼等に對し特に府内に教會（即ちアユチャに現存する聖ジョセフ院）及學校を設立する事を許した。

當時通商の事に坐してアユチャ府と和蘭との間に不和を生じた事があり、プラナライ大王は蘭人に對し快くなかった。佛人宣教師は之を察して、ルイ十四世を説き特使を派遣して通商條約を結ばしめ、更に多數の技術者を送つて、アユチャ、ロツブリ等に於ける土木工事を援助せしめ、又歐風兵式教練をも授ける様になつた。

當時、アユチャ府の下流今盤谷、トンブリの地にも佛人の手に依つて砲臺が築かれた。一は現盤谷市華族女學校の傍のもので之は既に取壊して失つたが、他のメナム河西岸トンブリ市兵學校傍のものは今に當時の形が遺つて居る即ち佛人に依つて招來せられた新知識の重要なものは築城法、及兵式教練だと言へるが、此の外にも尙天文學並に藥學が傳へられた。

然るに之等佛人に依つて傳來せられた新知識も間もなく消滅するの時が來た。當時佛人宣教師はプラナライ大王が佛教を捨て基督教に改宗し得べしと誤解し若し同王が改宗せば國人は隨つて容易に改宗してタイ國をして全く基督教となす事易々たるべしと考へて種々の策動をなしたのであつた。茲に於てタイ人官吏の有力者は佛國人は佛教を破壊しタイ國を併呑せんとするものと觀て甚しく惡感を佛人に對し抱くに至り、之等が動機となつて一六八八年プラナライ大王崩去直後プラベートラチャが政權を握るに至つた頃は歐人は凡て追はれて當國より全く姿を隠すに至つた。續いて一七六七年に緬甸軍に依つてアユチャ府が蹂躪破壞せられると共に、當國に傳來した歐洲文化は財物文獻と共に多く捕獲焼却せられ、殆んど殘るものとしては無かつたが、夫れでも猶當時のもので盤谷府に迄傳へられたもの

が若干はある。火銃製法、操銃術、調薬法、葡萄牙人の血を引くタイ人の家傳醫療法、プラナライ大王附歐人侍醫の編した醫藥目錄等其の他二、三の洋式菓子の製法が現存して居る。又現にロップブリ府に殘る建物に依つて見られる様な一種の建築術も歐人の傳へたものと言はれて居る。

一七六七年のアユチャヤ破壊以來タイ人はタクシンの下に十五年、ラマ第一世となつて二十八年間と言ふものの其の獨立回復保全の爲め緬甸と戰つた。一方歐洲に於ては佛國の内亂勃發、ナボレオン戰爭と續いて當國と歐羅巴諸國との交渉は約四十年に亘つて中絶した。當時盤谷府の外國貿易は獨り支那との間にのみ行はれ兩國間の國交極めて密接のものがあつた。従つて當時當國が受けた支那文化の影響は尠くなかったのだ。

其の後ラマ第二世の時に至り一八〇九年頃より歐人が再び弗タ渡來するやうになつた。其の頃タイ國は安南及緬甸と戰を交え銃器を多く必要としたので、特に官船を纏じて國產品を積み新嘉坡或は澳門等に到り銃器と交易せしめた事もあつた。

タイ國が白象旗を國旗として初めて使用したのは其の時で、初めアユチャヤ府當時より赤色象旗を使用し、外國諸港に航行せる國王船も之を掲揚したのであつたが、外國人が赤色象旗は馬來地方に於て多く使用されるの故を以つて之が改變方を忠告したので、緬甸、東南業及び泰國に各傳へられた瑞吉の象徵白象の形を探つて旗章とし、官船に掲揚せしめ、後民船にも使用を許すに至り一八一八年國旗として定められたのである。

一八一八年葡萄牙領澳門の太守はラマ第二世に獻上品を送つて葡入に入國通商の特權を賦與せられん事を願つた。之に對し王は前に葡萄牙人が銃器調達の便を圖つたのを徳として居たので、其の願出を許した依つて澳門太守はカルスドーリル・ヴァイロを派して盤谷に駐在せしめた。ラマ第二世はヴァイロに邸宅を下賜し現在の盤谷市葡萄牙公

使館更にルアンダ・アバイ・ワニッヂなる稱號をも授與せられた。然し一般外人は同人を葡萄牙領事と呼んで居た。當時他の外人としては葡系宣教師に從つて來た佛人宣教師が居たのみであつたが、其の後稍暫くして英人が通商の爲め渡來するに至つた。之等外人中英人は馬來語を使用し又葡系混血兒中幾分葡萄牙語を記憶するものは葡人の通譯となり又佛人宣教師は自ら進んでタイ語を習得すると言ふ狀態で、タイ人中外國語を知る者は稀であった。英國との交渉は一八二二年初めて開始せられた。當時英國東印度會社は盤谷府にも通商を擴張せんことを欲したので、印度太守ペスチング侯はジョン・クロフォートを盤谷に派しラマ第二世に獻上品を呈し通商條約の締結を願つた。クロフォートの旅行記中にはタイ人は英語を解するもの無く帶同の馬來人通譯を介し、英語、馬來語、タイ語の三段の通譯を使用せざるを得なかつたので、タイ國政府との交渉は極めて困難なりし旨を記述されて居る。當時の交渉は次の理由で成立しなかつた。一はクロフォート來盤前サイ国（現英領ケダ州）はタイ國の屬邦を脱し緬甸の保護を受けんことを企てたので、ラマ第二世は軍を派してサイ国を討たしめた。之に對し英國は檳榔子島（現在の彼南島）に近くタイ軍の駐屯するのを欲せずクロフォートよりサイ国をチャオビヤサイ（ケダ州ラダヤ）に全く賦與せん事をラマ第二世に請ふたに對し王は之に承認を與へなかつた事及他の理由はタイは英人をして新嘉坡に於て銃器調達を助けしむる代償として檳榔子島の宗主權を英國に譲渡せんとしたるに對し、英國は緬甸とも同様に交易を結んで居たので英國人が深くタイに接近する事は緬甸の感情を害すべきを惧れたのでクロフォートはタイが英國の調達し與ふべき銃器を對緬甸戰争に使用せざる事を約するに於ては銃器の調達に十分の便宜を計るべき旨を述べたに對しラマ王は満足しなかつた事、此の二點が主因となつて條約締結の事に至らなかつたのであつたが、英船が他國船同様通商を行ふ事を得るの特許だけは之を與へた、故にクロフォートに依つて英タイ兩國間の正式條約は結ばれなかつたが兩國の國交が此の時

を以つて開かれるに至つたとは言ひ得るのである。

次に一八二四年に至りラマ第二世王崩去しラマ第三世王即位した、其の年英緬間に戦争あり遂に英領印度とラマ第三世王との間に條約を締結し得る運びとなつた。

當時使節としてヘンリー・ボロニー大尉來盤したが、タイ人中英語を解する者無かつたので、條約文はタイ語英語、馬來語及葡萄牙語の四語を以つて書かれた。右條約締結後漸次に英人の渡來者が増加した。盤谷府内クティンに商館を開設したロバート・ハンターなる者は當時の先達であつたが、ラマ第三世王は之にルアング・ウェイセース・バニッヂなる稱號を授與した。

一八二八年には亞米利加人宣教師團が渡來した。彼等は最初支那に於て布教して居たのであつたが、盤谷府に多數の支那人在留する事を聞知し、支那語にて印刷せる傳道書を携へた二人の宣教師を派遣した。彼等は盤谷政府の特許を得てサムペーン街ワットコク附近に教會を建立し支那人相手に布教を開始した。一方タイ人に對しては宣教師はタイ語を解せず又タイ語に依る傳道書も無かつたので、單に施薬施療を爲したに過ぎなかつた。タイ人は米人宣教師をしてモー(醫師の意)と稱し今日に至るも斯く呼んで居るのであるが、彼等米人はタイ人が何等彼等に對し反感をも有せざるを看取し、タイ人に對する布教をも考へる様になり、米人宣教師のタイ國に來る者は次第に増加して來た。然れど之等は一樣にタイ語を解せざる間はモーとして施療に從事したが其間、布教に必要な語學の練習に努めたのであつた。

米人は西歐の新知識を多く傳へて當國の文化に貢獻する所多かつた。第一は印刷術である。最初タイ文活字を創製したものは英人であつて即ちクロフォードが使節として來訪し歸印後、印度政廳は英タイ國交持續の上に必要なべ

きを感じ「ローウ」大尉(後大佐)を彼南に派してタイ語を學習せしめた。同大尉は會話及讀方を習得し遂に外人のタイ語學習の便宜の爲めにタイ語文法書を編纂するに至つた。而して該文法書印刷の爲め印度カルカッタに於て活字を作り、一八二八年初めてタイ文法書が印刷され(本書は盤谷王立圖書館に保存す)又此の印刷に使用された活字は新嘉坡に送られたのであつた。

米人宣教師團は前記の活字が新嘉坡にある事を知り、同地に至つてタイ文に依る布教書の印刷を依頼すると共に此の活字を買收し之を盤谷府に輸入して一八三六年始めて盤谷にタイ文印刷所を設けたのであつた。

其の他彼等に依つて種痘法が一八三七年に紹介せられ次で一八四四年にはミッショナリー新聞が創刊せられるに至つた。

其の頃迄支那との間の交易航海には普通支那帆船が用ゐられ、甲板船の如きは凡て西歐國のものを購入するの必要があつたが、ラマ第三世は甲板船の建造を希望しソムデーチ・チャオビヤをして英人、葡人の技師を傭入れ、チヤンタブン港に於て甲板船を建造せしめた。同船は一八三五年竣工、盤谷府に廻航し第三世王に上納した。王は大いに喜び其の建造を獎勵したので、夫れより洋式甲板船の使用が一般的となつたのである。然し之に關し王は甲板船に比し遜色あるサムハウ船(帆船)の使用が稀となり時人の記憶から去る事あるべきを慮り、丁度其の時修理中のドーカカブ寺院(現盤谷ドック會社傍)にサムハウ船形の塔を建立せしめ子弟に示すべき同種船の實物模型たらしめた。之に依つて同寺院は海船寺とも稱せられるやうになつたが、右の船形寺塔は現在同寺河寄りの境内に存して居る。其の後渡來歐人の文化的影響に關し割期的な變化を齎すべき事件が起きた。即ち一八四二年に納まつた清英戰爭が之である。當時タイ人中には支那の强大を信じ、英軍の爲めに戦敗せしめられるが如き事なしとした者が多かつたが、唯其の中

に支那の大敗戦を豫期し之を切掛に西歐人の勢力は東洋に急激に殺到するであらうと考へた貴族が三人あつた。即ち後にプラチヨム・クラオ王（第四世）となつたが當時僧籍に在つた皇子、及其の弟君並にソムデッヂ・チャオビヤの三人が之で、タイ人自ら西歐の新知識を充分に持つ必要を深く痛感されて居たのであつた。

プラチヨム・クラオ王は夙に巴梨語に通じ、又拉丁語をも修學された事があつたので、之を基に米人宣教師ケスウェルに就き、親しく英語を學習されるに至つた。又弟君も米人に就き同じく英語を習はれたが同親王には兵籍に在られた關係上兵術を主として研究され、砲術を英本から反譯された事もあつた。更に又ソムデッヂ・チャオビヤは造船術を練習したので之に必要な英語を修めた。之等の外ウォンダーサー親王（現存のチャオビヤウォンダーサーの祖父）は米人に就き醫學を學ばれ、ナイモート・ナマータヤクンは化學、機械學を研究した。以上の五人はラマ第三世王の時代に於て既に自ら西歐の學問に志したのであつたが、又當時始めてタイ人を歐洲に留學せしめた者はソムデッヂ・チャオビヤであつて、其の留学生は航海術を習得し歸タイ後第四世王に事へた。

一八五〇年には英國はヂュームス・ブルークを派してラマ王に舊條約を改訂せん事を願つた。此のブルークは他の英人使節が凡て印度等より渡來したるに異なり、英本國より直接渡航して來たので、夫れとの會談には英語が用ゐられたのであつたが、タイ側の英語を解した者はラマ第四世王（當時未だ皇太子）のみで、王には自ら其の英語力を以つて大いに政務を補助されたのであつた。但其の時ラマ第三世王は病氣の爲め商議調はずブルークは空く歸國した。

一八五一年ラマ第三世王崩御し、プラチヨム・クラオ王即位し、ラマ第四世王となつた。王は前に二十六年の間僧房生活を送り、其の間に多種多様の知識を習得され、博學の點に於ては他の如何なる皇族貴族も及ばなかつた。英語を通して外國の新知識を吸收したのみでなく、曾て國內各地を巡歷された爲めに地方の諸事情に就ても實際的知識を

持つて居た。斯くて即位と同時に副はざる舊慣陋習を打破し第一に即位の儀式に於て外人の拜觀を許し、行幸道筋の民家の戸窓を閉ますが如き撻を廢した。人民の請願上奏の途を開いた事も亦大いに民心を得た改革であつた。

此の時英國はサー・ジョン・バウリングを香港の總督に任命し、之を盤谷府に特派して重ねて條約改訂の事を議せしむる事とした。バウリングは新王即位の事並に新王は西歐の知識に通じ極めて進歩的な君主である事等を聞知し、豫め王と文信を交換する事に依つて其の知己を得ん事を企圖し、斯くて王と相識るに及んで一八五四年初めて來盤したのであつた。

同年英國との間に新條約の締結成るや更に米、佛其の他歐洲諸國も相續いて新條約を結びラマ王も英、佛に公使を派遣するに至つた。

バウリングはタイ國に關する書を著はし其の中に第四世王を強く稱謹して居るが、事實國王自身は時流に先んじて西歐の學を修むるに非常なる苦心を爲し或は條約改訂商議に於てもタイ人にして所謂外交の要領を解する者とて無く從つて其の完結迄には王自ら幾多の苦心を経験されたのであつた。

又他方外人側に於てはタイ國の開國に伴ひ多數の外人が貿易通商の爲め渡來して來たが、之等諸國は特領事を任命し條約上の特權を主張し或は互に競争する事に依つて相互の損害を蒙る所も鮮しとしなかつたのであつた。斯の如く開國當時兩當事者に不都合不便の事も多く兩者の利益が一致するには一朝一夕の容易の事ではなかつたのであつたが國王には能く此の難局に善處された。

ラマ第四世王に依る諸政の改革は實に多岐に亘り外國人の雇官吏も此の時に復活し外人通事譯官等の雇入の外、陸軍及警察にも洋式教練の爲め外人教師を傭聘し、又海軍にも士官、機關士等に歐人を雇つた。其の他官用文書に印刷

を用ひ、造幣局を新設して幣制を改め、銀塊貨の代りに鑄造貨を用ひ、貝貨を廢して青銅貨を流用せしめた。又税關を設け車馬路を造り、洋風家屋を建て機械力に依る精米所製材所をも設けた。之等の外甚だ重大で王の之を望まれた事極めて深かつたに拘はらず其の實現を急速にするを得なかつたものはタイ人の外國語の習得であつた。當時歐人多く盤谷府に在留し政府として外國人關係の事務が甚だ多かつたのであるがタイ人中外國語の知識を有したものは極めて稀であつた。其の主なる原因は在留外國人にして外國語の教授を爲したものと宣教師連のみであつて一般タイ人は之等宣教師が佛教の信仰を破棄する事を訓めるものと考へ之に其の子弟の教育を委す事を欲しなかつた點に存した。

王には僧籍に入る前、皇子が有つたが此の時既に年齢が過ぎて新教育を授くるに不適當となつて居つた。又即位後誕辰の皇子は猶甚だ幼少であつたので、一八六二年に至つて漸く後に第五世王となつた皇子を洋風に教育する事となり英人、レオノウェン夫人を教師として聘請した。然れど幾何も無く同夫人は歸英したので結局第四世當時英語を習

學した皇子はチュラロンコン王（第五世王）一人のみであつた。

一八六八年第四世王崩御し、チュラロンコン王十六歳を以つて即位し第五世ラマ王となつた。時に王は既に普通の教育方法を探るには餘りに長じ過ぎたので、爪哇、新嘉坡等を行幸する事に依つて見聞を廣める事とした。

其の後一八七一年末再び印度に行幸された。之等二回に亘つた外國行幸は當國歴史上には極めて重大なる出来事であつた。

王は印度より歸還後諸般の改革に着手された。先づ王城内に二個の新式學校を開設した。一は英人ブレターサン指導の下に英語を教授し他は専らタイ語に依る教育を受けた。之等の學校は主に皇弟妹、其の他皇族貴族上級官吏の子弟を收容したものであるが、當時の生徒中、後に大臣に登官したものは多かつたが、一例を擧ぐれば後の外務大臣デウア・オングス親王は、タイ歴史中、英語を解した最初の大臣であつたのである。

## ○留日タイ國學生に就て

山　　口　　武

チュラロンコン王は一八七三年成年に達し茲に從來の攝政を廢して親ら政を執る事となつたので同年改めて戴冠の大典を舉げた。同儀式に於ては未だ曾て當國儀式に於て見られなかつた變革が行はれた。即ち式に列した大官有司は古來の膝行の禮を廢し直立して國王に謁したのであつた。此の後各種の改革が行はれ、奴隸廢止の如きも此の時行はれた。一般國政の上に種々進歩的な業績が舉げられたが、當時の國運の進歩が如何なるものであつたかは國の歲入が一八六八年に於て八百萬銖に過ぎなかつたものが、一八九二年には五千萬銖に達し、更に同王崩御の年一九一〇年には實に六千三百萬銖に躍進した事に依つて容易に諒解せられ得よう。

之等の諸政の改革と諸般の進歩に對しては第五世王及其の側近の皇族等の外國知識と政府部内の外人雇官吏の奉仕等が非常なる貢獻を爲して居る事は多言を要しない所であらう。

第六世王の時代に入つては同王が殊に外國文學の造詣が深かつたので、各種の英佛文學をタイ譯する事に依つてタイ文學の上に多大の寄與貢獻を爲した事等が擧げられるのであるが、同王以後の事は新しい時代の事に屬し之を知る者も多いので之に關しては他日に譲り説く事として一先以上を以つて擱筆しよう。

陛下の皇后サオワーパー陛下が御手元金を以て、タイ男女青年各四名を我が國に留學せしめられたるを以て嚆矢とする。當時我が國情はまだ中々タイ國上下に知れ汎らず留學生派遣の實現は時のタイ公使故稻垣満次郎氏夫妻のタイ宮廷内部に對する勸説奔走與つて力あつたと聞いてゐる。

男生徒は藏前高工と東京美術學校に入り夫れ夫れ工藝技術の研究をなし又女學生は、東京女高師の先輩諸氏の温き指導を受けて、東洋婦道一派の修得に精進、留學三ヶ年芽出度く歸國した。男子留學生は其後主として官邊に奉職我が國に於て修めたる研究科目を實地に活用國運進展上に寄與する處あつた。現今のモム・チャオ・ブワナート、ビヤ・テーウチラート氏等がその仲間である。最早一と二の昔前のことまで現在同氏等は孰れも既に第一線より勇退して居るが時々盤谷に於て催さる、日本タイ兩國人會合で見受けることが出来る。婦人では元盤谷官立チュラロンコーン大學總長ビヤバーロット氏夫人は日本留學當時のカチヨン嬢でこの人は現在盤谷日タイ協會の名譽書記を引受けられ尙日本語を操り同協會會合席上には必ず出席東京滯在當時の愉快なる記憶を吾々一同に話すのである。

續いて日露戰爭直後明治三十八年暮タイ海軍は青年海軍學生十二名を我が國に送つた。提督東郷の率るる我が海軍を慕うて來たのであつた。然し帝國海軍は今日もさうだが外國學生の入學は許可されないので一行は神戸川崎造船所に於て約二ヶ年間帝國海軍將校の指導を受け歸つた。先頃迄同國海軍部長官を奉職して居つたビヤウイチヤン大佐、現海軍工廠長アラウイチツト大佐等は當時の連中である。

其の後タイ學生の日本留學は久しく中断の體であつたが昭和七年勃發のタイ國政體變更の結果は政府者に於ても國民一般の心理狀態上に於ても更新到來、從前の如き極端なる歐米依存より目醒むる傾向あるを觀取された。之れを青年の海外留學に就て觀るも從來彼等は歐洲に赴くに非んば米土を目的として居つたのであつたが、漸次東洋先進國な

る我が日本帝國の文化を慕ひ技術を修得せんとする風潮が起り、斯くしてタイ學生は昭和八年頃よりボツボツ我が國に來り始めた。時恰も昭和九、十兩頃、新興タイ政府は汎く知識を海外より吸收するの趣旨に依り官吏、軍人、教育家、代議士等諸方面の人材を海外に差遣した。彼等は皆我が國へも立ち寄り茲に帝國の文化を目の邊り自擊したのであつた。其の結果、タイ青年の日本留學が翕然と増加し政府は十一年春初めて官費留學生十二名を差遣したのであつた。試みに本年七月一日現在日本に居るタイ學生の數字を見ると次の様である。

男 學 生	九六名（内官費學生二三名）
女 學 生	一八名（内官費學生一名）
計	一一四名

今之れを研究科目別に分類すると左の通りになる。

商、經濟、經理	二七名
工、工、工、工、工	一四名
齒、醫、醫、水、獸	八名
體、育、醫、產、學	五名
幼、稚、園、保、姆	四名
學、在、學	三名
中、學、在、學	八名

## 小學在學

八ヶ

七四

學校入學準備中

一三ヶ

計

一一四ヶ

大部分は東京に在るも地方在住の者もある。即ち

東京	八七名	岐阜	一名
古屋	一〇ヶ	京都	一ヶ
桐生	七ヶ	大阪	一ヶ
函館	三ヶ	神戶	一ヶ
秋田	一ヶ	臺北	一ヶ
横濱	一ヶ		

學生連中は日本留學タイ國學生會を設け相互間の親睦、友和の増進、知識の交換を計り居り年二回タイ語會報さへ發行して居る。又學生の指導監督機關としては東京タイ國公使館に學生監督官が設けられ現在は筆者之に當つてゐる。而して渡來學生數は今後も增加の趨勢で現に七、八兩月間に男女計六名が來た。

以上で學生の現況大體を説明した。何分前述した通り本邦留學タイ國學生は其の渡來年月日尚淺い爲め殆ど全部が現に在校勉學期間中に在り、所謂業を卒へ錦を故郷に飾るといふ迄には達して居ない。本年四月初めて三人の卒業生を出した位である、之等と雖も尙當分本邦に残り實習中であるから勿論タイ本國に於ては日本出身タイ學生の實力如何については知れ汎つて居らない。況や日本出身タイ學生の對日感等はまだ觀察の期に達せない。此の點は特に日本側に於て深甚の考慮を爲す必要があると吾等は思ふのである。乃ち現時の様に全然タイ國側の指導監督に任して置い

て良いものであらうか。日本タイ協會（舊名暹羅協會）や、外務省文化事業部の後援團體たる國際學友會又個人では名古屋の伊藤次郎左衛門氏、神戸の岡崎忠雄氏等がタイ留學生の宿舎の世話や勉學、視察其他に關し種々斡旋せられ學生も不勘便宜を受けては居るが、吾等は特に就學上の諸點に關しもつと援助善導を爲す必要があるのでなかろうかと考へられる。比較的彼等學生と接觸を保つ地位に在る筆者は右に關して現在學生の直面して居る二、三の點を左に掲げて見よう。

第一は日本語學習機關の設置である。我が國に来るタイ學生は全部イロハより學習する、尤も昨年秋より盤谷に於て日本語學校が開校されたるもタイ國內で日本語の學習は日本でタイ語をやると同様進歩遅々たるものでプラクチースの如きは全然其の機がない、従つて之れに大した期待を持つことは無理である。扱て日本に於て外國人（タイ人を含む）が單に單語や會話や聞きはしりの日本語に非ずして正しき日本語をやるのは中々容易でない。といふのは外國人が習ふに適する特別の教科書なり又機關がない、前者は最近文部省や國際文化振興會で編纂計畫云々の話しを聞くから其の裡には好個のものが出来ることゝと思ふ。後者に就ては強ひて掲ぐれば現在では早稻田國際學院と松宮氏日語文化學校及び國際學友會附屬日語學校位なものであるが授業費關係や又收容人員の制限等もあり一般的に行かない。そこで新來學生の日本語學習は大部分は個人教授方法に依つてゐるから學生の不便困難は察せらる。と云うて學校入學準備日本語學習の爲にさう長日月を費すのは一つはあきもあるべく時間の點に於ても不經濟である。勿論語學中の難語學たる日本語がさう易々と短時に物になるものでは無いがそれにしても吾等は此の點につきもつとシステム的な方法を探り一般的に汎く完全な日本語教授所が設けられ彼等に便宜を與ふるやうにしたいと思う。居る。これは單にタイ學生のみの問題では無く滿洲支那留學生を除いた外國留學生も全然同様であらう。

第二は學校の入學である、之れも亦單にタイ學生のみの問題でない外國學生一般に同一立場に在りと云ひ得る。幼少より渡來我が國に於て小學中學と正式のコースを経て上級學校に進む者を除き、現在大部分の外國學生の所要學校入學は所謂明治三十四年十一月文部省令第十五號外國人特別入學規程若くは右に準じて之れを許されるのである。試みに日本學生と一律に入學試験を果すとせば何國學生と雖も合格する者は一人もあるまい。ところで此の考査の通過が中々難關で學校當局者は外國學生の日本語學力の不充分の理由を以て許可は容易に與へられない。學校としては學生一律教授の立場上此の見所は至極御尤であるが、こゝは外國學生は入學當時は讀書力や講義理解力に缺くる處もあるらうが逐次進歩上達すと云ふ解釋と、我が國文化を慕うて來たる外國學生に日本教育の恩恵に浴せしむると云ふ見地より、本國で相當の學校を經來たるもので日本語かどうか斯か附隨して行ける程度のものであれば彼等にフェボレープル・コンシグレーションを與へられんことを切望する。現在のタイ國學生は幸にも夫れぐ所要學校に入學することを得坎々として勉學して居るが今後の爲め此際希望を茲に開陳する。

最後に學生宿舍の問題がある。現在のタイ國學生は所屬學校寄宿舍に居る者、東京市内に於ては前記の日本タイ協會及び國際學友會經營の會館又名古屋に於ては伊藤次郎左衛門氏經營の衆善寮に寄宿し居る者を除いては、下宿、アパート、間借り或は學生共同借家等の生活を爲して居る。偶に家庭の一員として待遇を受けて居る者もある。顧て所屬學校寄宿舎は姑く別とするも同國籍外國人學生のみを收容する爲め、態々大規模の會館經營は果たして當を得たるものなるや否やは、豫てより議論がある。彼等を一ヶ所に集め起居進退總て規則ヅクメの生活を爲さしむるのは規律に慣らし良好的のあるのは否定しないが又それでは日本實社會の琴線に接觸するの機渺なく我が國の風俗慣習の眞相を味ふことが薄い。單に日本に來て教室に於て學問技術を勉んで歸ると云ふ丈けに止まることとなり易い。又學生

側より觀ても下宿や寄宿舎生活は自然乾燥無味で遠く父母の膝下を離れ異境に於て勉學して居る學生の心淋しさを慰むるに足らない。自然都會の惡風に感染するの懼れもある。出來得るなれば我が國の眞面目なる中流家庭に入れ家人より心からの親切に浴せしめたい。所で此の適當なる家庭を見出しが中々容易でない。我が國では理解と同情のある人士でないと外國學生の爲めに態々家庭を開放、面倒世話を取てしない。それは國情や又在來の日本家庭開放等の關係の影響もあるだろうが、外國學生の下宿屋二階置き放しの結果の如何に寒心すべきものなるやは往年の神田本郷下宿居住支那學生の例に徵しても明かである。關心を有せらるゝ方の御注意を仰ぎ度い。本年五月より東京に於て國民純潔同盟其他計六婦人團體が結合、學生風教問題懇話會を組織し内外學生に對する宿舍提供の爲め家庭開放を唱へ家庭と學生間を斡旋して居られる。タイ國學生も兩三名其の厚意に因り好結果を擧て居る、吾等はモット斯の種團體や個人の方々の協力支援を切に希望する。

終りに筆者は留日タイ國學生の總數は我が國に在留する外國學生中、滿洲、支那學生に次ぐ多人數であると云ふことを記して本文を擱筆する。

## ○タイ國名の意義

### 天 一 閑

タイ國は去る七月より其の國名を從來のシヤムからタイに改むる事に決定し過去の法律條約等に表はれて居るシヤ

ム名には關及しない事を條件として公用國名をタイとする事となつた。外國に通りの良いシャムを廢する事に就ては國內官民間にも色々と是非の論があつたやうに新聞等にも傳へられたが、改名の理由として官邊の發表された所に據ればシャム（サヤーム）と謂ふのは固有のタイ語ではなく外來語であり之に反しタイと謂ふのは純粹のタイ語であり加之、タイ民族の三大民特性即ち（一）民族獨立の愛好（二）寛容性及（三）同化力に富む事の中最も重要な獨立愛好性を示すべき自由を意味する言葉であつて、タイ民族を中心とする獨立國家の名稱として最も適當だと言ふのである。

支那の文獻等を檢るに往昔、西藏及雲南に跨る地方に強大なる南詔を建設して居た僰僕（ホクタン）なる民族が漸次に南下し印度支那半島の根部を其の住域とする者が自ら泰撃と稱し之が現在のタイ族の祖を爲す者との説を爲して居る。

惟ふに右の民族は其の歴史を檢ても解るやうに南下の途中、各族の先住民族を征服し又或は異民族に迫害されながらも民族としての發展を阻止せられる事なく遂にスコータイ王朝（現タイ國としての有史以來の祖王朝）なる民族國家の基礎を固め得た點に非常な矜持を感じ泰と稱したものであらう、泰は即ち泰安の意味で何物にも惱はせられず何物にも脅かせられざる形であつて、タイ語のタイには本來其のやうな意味を持つもので、之が進んで自由、獨立を意味するやうに用ひられて來たものと考へられるのである。

右に關連して私はタイ國ラマ五世時代から同七世時代に續いた有力なる政治家たり且つ歴史考古學者として内外に知られて居るダムロン親王（ラマ五世王の弟君にして現に彼南に亡命中）が曾て其の國名を説明された所を左に紹介し度いと思ふ。

タイ人は自國を「ムアング・タイ」タイ國と稱し又「プラテート・サヤーム」サヤーム國とも稱して居る。サヤー

ム國と謂ふのは國際的に廣く用ひられて居り又タイ人が住しタイ人が統治して居る國をタイ國と稱するのも普通である。然し之を言語學或は歴史的に見る時は兩者は異つた意義を持つて居る。タイ國を其の言葉の意味のみから解すれば、タイ民族の住する國土は凡てタイ國となる。タイ民族は之を更に多種の小族に分派する事が出来る、即ちタイ・

ヤイ族、ルー族、クーン族、ブアン族、アーティ族等を擧げ得る。而して之等諸族の住する土地は正しくタイ國と稱しえべく故に言葉の上だけのタイ國は單に現在國際的に認められるタイ國の領域のみではないのである。

更に歴史的に言へば、タイ國は、古く現在の雲南地方に國を爲し、大體西暦紀元前百年前後頃から此の民族は漸次に南下しタイ・ヤイ、タイ・ノーライに別れてランチャング（現在佛領老撾ルアング・プラバーン地方）及ランナ（現在タイ國北部バヤップ地方）兩地方に占據し其の勢力を現在のタイ國の領土となつて居るラオ族（ラワー族）の住域に迄及ぼしたのであつた。タイ人の祖先は斯くの如くにして民族國家としての基礎を鞏固にしてタイ國の名を中外に示したのである。

一方サヤームと謂ふのはサンスクリット語であつて薄黒い色と謂ふ意味と純金と謂ふ意味を持つて居るサヤーム・プラテートと言ふ地名に用ひた時は薄黒い人の住む國と黄金の國との二様の意味に解せられるであらう。巴梨語に據る佛傳に據れば印度の阿育王は佛教傳道師をスワンナブーミ即ちウーテング（黃金產地）の國に派遣したと傳へ居る。サヤーム・プラテートが何を意味するにしても夫れがサンスクリット語である事は確で、従つて此の名稱は印度人に依つて最初唱へられた事が判明する。金を意味するスワンナとサヤームの兩語の混雜からサヤーム國の名稱が生じた事は容易に想像されるであらう。

又更に往時タイ人の國域を暹羅國と外國人が呼ぶに至つた經緯は支那の文獻に説明されて居る。即ち最初此の國名

は二個の各々獨立せる國名を示すものであつて南方に位せるものをラオーの國即ち羅越國と稱し、北方に在るをサヤーム遜國とした。其の後兩國土は併合され遜羅越國となり後越字を脱して遜羅國となり現在に至つて居るのであると言ふ。初め外國人は此の邦土を單に遜國(サヤーム)と認めて居たものと考へられるがコム人が勢力を此の地方に迄擴張しロッブリ府に都を置くに至つてメナム河流域にコム族の國名が表はれるに至つた。ラオー羅越國即ち之である。

次いでプラルアン(即ラマカム・ヘン王)がスコータイ府にタイ民族國を統一建設するに及んで外國人は之をもサヤーム遜國と呼んだが、後アユチャ王朝建設せられ、スコータイ府を其の勢力範圍に統合するに及んで、支那人は之を一所にして遜羅越國と呼ぶに至り、更に越字が脱し前述の如く遜羅國と謂ふ國名が附せられるやうになつたと言ふのが大體の推移である。

以上の説明に依つて兩種の國名の沿革は判る事と思ふが、茲に奇妙な事はタイと謂ふのはタイ人は自ら之を唱ふるも外國人は普通之を解せず、又サヤームは外國人が一般に之を使用するも、タイ人自身は通俗には之を使用しないと言ふのが古くからの状態である。前記のプラルアン(カム・ヘン王)時代の碑石には自らの國名を「スコータイ」朝と稱した事が遺つて居る、其の後アユチャ王朝時代に入つて當時の勅文や外國との條約文等にはアユチャ朝なる名稱が用ゐられた。例へば佛國ルヰ十四世との條約文には佛國側はサヤームを用ひて居るに拘はらず、タイ側は自らアユチャ朝と呼んで居た事が判る。盤谷王朝に入つて後モラマ第三世に至る迄タイ國自身はアユチャ朝と呼稱して居た事が當時ラマ三世王と英國使節ヘンリー・バーネー(一八五〇年)との間に締結せられた條約文にタイ國側は其の國名をアユチャ朝として書いて居る事實に依つても知る事が出来る。

其の後ラマ四世の時に至り一八五五年更に英國との條約を締結するに當り國王はアユチャヤと稱するは單に首府の名稱に過ぎず之を以つて國名とするに足らず外國人が一般にタイ國を呼ぶサヤームを以つて正式の國名とするに如すと始めて此の名稱を條約文中に使用し爾來公式に國名と認められたのである。

以上はダムロン親王の説明であるが之を以つて觀るに古はタイ人自身は外國人が彼等の國を自ら正式に使用する様になつたのは歐洲諸國が漸次に入つて来てタイ國との交易を望み或は條約締結(當時のものは勿論タイ國に取つて不利な不平等條約であつた)を強要するに至り外國人の使用に便利だつた短いサヤームと言ふ國名を夫等外國人の便宜の爲めにタイ側でも使用するやうになつたのでタイ人自身では、自ら使用して居たアユチャヤとかクルシングテープ(之等の名前の前後には數個の形容詞が附いて居る)とか言ふ非常に美化を並べた王朝名を國名とするのを止める事は自身は實は望んだのではなかつたらうと想像される。何となればクルシング・シー・アユチャヤ・クルシングテープ・ラマ・ハーナコンとか言ふ名稱は天の國とか樂園とか言ふ風に自らを非常に美化して呼んだ名稱であつて之は中華的の思想を持つタイ人の氣質にも關係する事であるが兎に角之を捨てる事は自ら進んでした事でなかつたに相違ないのである。

私は斯く述べて來るとタイ國政府が今回國名改正を斷行したサイコロジーと言ふものが判るやうな氣がする。タイ國は今や施政の凡有する方面に民族國家主義的主張を強く露出して居る。往時外國人の便宜の爲めに使用するに至つたサヤームの國名を捨て古くから使用して若干の矜持さへ感じて居るタイの呼稱を使用する事となつたのは極めて自然であらう。

## ○ タイ民族の沿革

本文は香港萬國博タイ館へ來觀した入場者に頒布した『太平洋沿岸諸國の進歩』と題するパンフレット中の一節『タイ民族の沿革』なる梗概にてワンチー氏が英文にて記述せるものを本年六月十三日のタイ語新聞『ラチャーチヤート』紙上に掲載されたものを更に翻譯茲に紹介することとする。

セイエー氏は佛領印度支那の事を記述した後、引續いてワンチー氏はタイの沿革を述べた。

『タイ民族は往古タンキヤ地方に住居した。而して風俗は支那古代文化の影響を受け、且つメークン河沿岸に散在せるラーオ族より印度の文明を受繼ぎ更にカーメーン族から佛教を引繼いだ。タイ民族の最初の首長の名、何處で建國したかに就ては問題になつてゐる。タイ國名の地圖上に現はれたのは今から百年前である。一般映畫『シャン』を観たが大した参考にはならなかつた。一九三三年の革命で憲法を發布したと云ふ事と一九三三年七月加奈陀リデヤイナ市に開催の萬國農產物種子品評會に於て各國産米中、タイ米が第一等に推賞されたと云ふ事の外、取立てゝ言ふべき事はない。米は我々の命の綱と頼むものである。タイ國の位置は亞細亞の東南に位して毎年雨はよく降つて米を作する國である。米作は太古から國民の一番大切な事業であつて、それに依つて國家の經濟を立て又國運を進展させて行く。タイ民族は佛教を信じ而して民族を愛する。我等は自國をタイと呼んで獨立を標榜してゐる。我等の祖先は南支那からヤンチユワ川に沿ふてタイ國に南下したが移民の途次、沿道に米を植えて來た事があつた。殊にタイ國は米作の好適地なので民族は定居するに及び、外國人の所謂サヤームの土地を愛着する様になつた。タイ民族は迷信を

崇んで居たが其後、それを捨て佛教に歸依した。佛教は正しく人心を安らかにする。佛陀の教は惑亂したる心を一時的に和げるのではなくして心の底から平和と安心立命とを與へる。我等タイ民族は佛教を通り一遍の宗教とは考へてゐない。佛教の根本教理は勇猛精進である。かるが故に我等は佛教を崇信し、佛教に依つて國民的向上に努めてゐる。それで我々はチエンジセンに於て大事業を遂行した。それは紀元十一、十二世紀であつた。

この頃我々の民族は大分進歩して來てモーンの風習に従ひ更に印度の慣習を取り入れた。モーン人はオーストラネーションとカーメーンと而してカンボチア諸族とは血族上互に相關々係を持つてゐる。爪哇在住のヒンドゥーの風習や馬來人の慣習はタイ民族中にも大分入り込んでゐる。馬來族は彼等の殖民地をシウイーチヤイと呼んでゐた。而してこの地はタイの國に屬しナコン・パトムの塔を建立し偉容巍然として天空に聳えて立つてゐる。タイ族は古代カーメーンの血液を享けたがカーメーン族は往時彫刻建築に優秀なる技能を發揮し初めは波羅門徒であつたが佛教に改宗した。カーメーン族の建立殿堂をタイ族は模倣してプラ・ラーン(佛寺)を建てた。タイ人の氣分はカーメーン人と相違してゐるが特にカーメーン族製の佛像は特徴があるので一見判別することが出来る。カーメーン族佛像の顔面は真四角で口が大きくて廣い。而して表情は心の穏かさを示してはゐない。佛像の特徴的事はこの位に止めて置く。私はこれからチエンジセンのタイ族に關し述ぶことゝしよう。

タイ族の風俗は外國人より見られて居る通り溫和で心に角を立てない。喜んで自分の心を反省し婆羅門教が如何にタイ族民心に浸潤したかがよく解る。タイ族が支那から南遷した時にチエンジセンにて金裝具使用に異常の進歩を示した。例へば手首に金の環を嵌め優れた彫刻を施した。斯かる風習はスコータイ時代に最流行を現出した。而してタイ族は支那から彫刻其他の事を學び印度からベングル風を、缅甸から種々の技術を習得した。

チエングセン風の佛像を修繕して彫刻を施したものを見學した人々は感嘆の聲を放ち古タイ族の藝術的天分の豊かなるに激賞してゐる。スコータイ時代以後タイ民族はカマーン風の佛像を模倣し而してカマーンの佛教と佛像と其體引繼ぎタイ族の國教として又信仰の對象物として尊崇するに至つた。佛陀の容貌はタイ族時代に入りて何かになつたやうに思はれる。

アユチャ朝以後の佛像は印刷物のやうに型に嵌つて來た。博物館を參觀した人々は婆羅門教のギンノーンと稱する繪畫や、ランマギヤツと云ふ劇、龍頭ゴントラの型したる船其外佛教に因んだもの、佛教儀式に用ふる裝飾、多羅葉に鏤刻したる經典、經卷を包む物、僧侶の用ふる袋、タラバツ（法扇——柄長くして菩提樹葉を型取つたハート形團扇）其外ラックを塗り金箔を置いた筆筒、之にはプラトライビドクと稱する（僻正の裝具を入れる）もの等でこの筆筒は眞直でなく少しく片寄つてゐる。それはタイ民族の殿堂を模倣したものである。殿堂の屋根は色の瓦で葺いて棟は高く尖り其下の檐には龍の形を彫刻してある。

新聞王ノーラクリッフは曾てタイ國を訪ふて曰く「眼を閉ぢると白い大きな堺が幻想する。其中の殿堂の屋根は虹色で熱帶の太陽に反射し燐然たる光を放つてゐる。更に瞑想を續ければ寺院の屋根は段々になつてゐて正面の檐は一つ一つ尖つてゐる。其下には種々様々の佛教に緣故のある彫刻があつて眞に神祕的である。それでも藝術専門家はタイの藝術は段々衰微して行くと數いてゐる。それは事實であるかもしれない然し現在尚藝術的香りを放ち觀賞者の眼を欣ばせてゐる。」

タイの宗教や藝術の價値を世界美術圈外に置くことが出来るだらうか。現在では西洋藝術と同様に光明を放つてゐるが、西洋藝術以下にタイの藝術を置く事は誠に如何なる犠牲を拂つてもしてはならぬ事である、然しそれは大丈夫

である。心配の要なし。それはタイ族がチエングセンやスコータイにて發達したる藝術を受繼いたるもので彼等の血管中は民族的藝術天分が漲つて居るからである。

タイ族は往古カマーンの下に隸屬し優秀なる文化を引繼ぎ今日大タイ國民として獨立をしたが、昔からの傳統的精神を何で忘却出来得ようか、而して往古を回顧すればこの問題は解決するであらう。

## ○一週間の日本見學

昭和十四年四月十六日第二回岡崎氏招致タイ國學生旅行團十二名が大阪商船西貢丸にて盤谷を出帆、五月四日午後一時神戸着、五日午前七時入京、四日間滯京見學、九日午前九時退京西下、名古屋、京都、大阪、神戸等を見學、十五日午後三時神戸出帆三井ライン朝日山丸にて歸國の途に着きたるが日本滞在二週間の譽見感想を團員の一人が日語學校出身第一五二號生なる匿名にて七月二二日——二七日タイ字紙タイ・ニコーンに寄稿せるを茲に翻譯轉載するものである。

讀者諸君に日本に關する知識や、目を開かねばならぬ日本進歩の種々の姿を解る様に記述せんと試むるものであるが、日語學校出身第一五二號生である筆者は他の日語學校生と共にタイ・ニコーン號にて盤谷港から日出づる國へと航海した。我等は四月十六日出發したが通計四十日間の旅行を終つた。

**日本商船にて** 我等の乗込んだ便船は一等と三等とに分れてゐた。三等は甲板上にあり一等は二階にある。盤谷から日本へ行く船貨は一等一五〇銖、三等は四〇銖である。この船貨の相違は船内食事や諸設備に格段の差がある爲

である。一等は洋食で、朝食、午食前及び午後三時には茶が配給される。寝臺もスプリングの軟床で、坐席は安樂椅子を拂へば一等船客と共に食事を爲し得る。一等船客は服装杯キチンとしてゐるが三等船客は整頓してゐない。食事は朝晩夕の三回で三等の方は日本食で食べに行くことの出来るものは行き、行かれないものは其儘である。一等と異つて風呂、食事、就寝にボーリが附いて世話をして呉れる。我等學生は三等である。而して文部省留學生は金持の子弟でないから三等である。食事になると皆が三等食堂に行くのを嫌がつて中には特別食費を拂つて一等食堂へ行く連中もあつたが、日語學校生徒は大體に於て粗衣粗食に甘んずる訓練を受けてゐるから、如何なる粗食でも我慢して三等で食事をした。寝臺も毛布で作つた蒲團で眠る。而して寝臺も一段になつてゐる。我等は大抵安樂椅子の座蒲團の上で寝た。その方が本床よりも遙に寝心地が良い。船の風呂は必ず一人に付一日一回と限られてゐる。若し何回でも入浴すると貯水が無くなる。然らば我々は定められた入浴を休止しなければならぬ。浴槽には一度に五六人這入れる。後から入浴するものは穢れた湯に這入らねばならぬ。この風呂の湯は蒸氣湯と海水とを混合したもので入浴後は淡水で體を洗ふのである。我々は一所に裸體になる練習をしなければならぬ。初めは仲々一所に出来なかつたが一、二回試みると面白くなつて來た。これは日本へ着いて風呂に這入るときの稽古である。歸國の際は船は一等であつた。食事も往航のときと異り便利であつた。若し三等で歸らされたら中には困る者が出來たであらう。何となれば持參した金は往航の際、特別料金を拂つて一等食を攝取し殆ど使ひ果した者があつたからである。

我等の船は佛印カムラン灣に寄港したが我々は上陸することが出来なかつた。カムラン灣に於ては硝子製造用の原料珪砂を積取るために碇泊した。此灣は戰史で有名な所で日露戰爭のときに役に立つたことは讀者の周知さるゝところ

である。去る六月中旬、新聞に於て佛國潛水艦ビニツク號がこのカムラン灣にて沈没した椿事が起つた。四日間、この港に碇泊したが、その間上陸を禁止された。若し強いて上陸した場合、それに由つて生ずる事故に就ては船では責任を負はない。而して寫眞撮影を禁止された。若し誰かが撮影した事が發見されるとフィルムと共に寫眞機を沒收される。我々は四日間船の上に漫然と手を拱いて居なければならなかつた。

**飛魚、鮫、海豚** 我々は航海中毎日飛魚の波上に跳躍するのを見た。眼界遠く群をなして飛び行くのも我々に感興を添へる。この外鮫群の游泳も見た。鮫の體長は一メートル半位もあるらうか。我々はその襲来に輕き驚怖を感じた。若しもこの群のために乘船が轉覆させられる様なことがあれば我々は鮫の餌食とならねばならぬ。海豚も見たが、頭部だけ水上に現れて居たので恰も黒い圓球が浮いてゐる様に思はれた。海面を凝視してると長い線でも引いたやうに次から次へと波が盛り上つて来る。夜になると満月が出て何とも言へない爽快な氣分になるだらう。

**上陸の規則** 上陸して散歩の出來たのは佛印の海防と臺灣の基隆の二箇所であつた。臺灣に着くと官吏が旅券の検査を行ひ我等の希望を書かせるため用紙を配布した。それが日本領士への上陸規則である。この用紙には自己及父母の氏名、國籍、職業、日本へ來朝の希望、目的、父は軍人なりや否や、日本に來り最も欲求するものは何か、日本滞在期間等を記入するのである。又、日本の警察官が來て種々の質問をする。若し試間に合格すれば上陸を許し失敗すれば上陸を禁止される。我等の一團は全部上陸することが出來た。これは三菱の新田義實氏斡旋の御蔭である。同氏は我々の基隆上陸に就ては官憲に對して一切の責任を負ひ、學生團には官憲の命令に絶對服従せしめることを誓約された。西洋人ならば上陸させない。我等と同船した西洋人夫妻が盤谷から神戸までの切符を求め、其後比律賓へ行かうとした。基隆では日本官憲が上陸させなかつた。この夫妻は日本官憲の取扱に不快の念を抱いた。それは盤谷か

らの三等船客であつたからである。船中の待遇に耐へられなくなつて臺灣に着いたら上陸し基隆から比律賓へ船で行かうとしたが、官憲のために上陸を差止められたので、どうすることも出来なかつた。一タイ人は上陸を禁止されたそれは警察官の試問に對して答辯曖昧であると言ふ理由であった。官憲が外國人を上陸させやうが、させまいが彼等の権限にある。我等は上陸することが出来るか否かは質問の後決定した。外國人には寫眞機携帶上陸を禁止し日本人には携帶差支なしと云ふことであつた。故に我等の寫眞機は何の役にも立たなかつた。我等の團長が呼ばれて警察官より二、三の質疑應答を試みられた後、我等の上陸が許された。我等は日本人の保護の下に見學しなければならぬ。我等に事故が起つてはならないからである。基隆出帆後、日本官憲から四枚の記入すべき項目を印刷した用紙が配布せられた。第一枚目には携帶品目及數量、包容物の明示、寫眞機を携帶せりや、武器を有するや、繪畫を持參せりや其他種々の項目があつて一々記憶してゐない。第二枚目には書籍を有するや、その數量、誰の著書なりや、等々、第三枚目には煙草を有するや、その煙草の名稱及數量等の項目が印刷されてゐた。煙草を携帶上陸し得る數量限度は二百本迄である。二十歳以下のものは煙草の携帶上陸を許さない。故に二十歳以上のものに二百本迄の數量携帶を依頼しなければならぬ。第四枚目には所持金額幾許か、小切手諸證券を有するや、外國貨を所持せりや、我々は此事に慣れてゐないので一寸煩い様な氣がした。日本人も同様に感じたであらう。これ等四葉の用紙相當欄に全部記入し終る迄に可なりの時間と手數とが掛かる。例へば記入文字は日本語で書かなければならぬ。依つて日本語を解せないものは日本人を頼まねばならぬ。寫眞機は官憲の検閲を受けなければならぬ。我等の團長がゐなかつたならば随分困つたことであつたらう。我等は整谷から持參した品物を一々開封して檢べられた。他の人を見てるとタイ字新聞まで檢べられ官憲が讀めるのか讀めないのか知らぬが一頁一頁丹念に檢閲した。ボーテーが我々の荷物を我等より先きに神

戸市街の方へ持つて行つて終つた。然し後で我々の荷物がキチンと整理してあり少しも異狀間違がなかつた。

#### 現在の日本の態度

我々の見た所では日本國民は總べて落付拂つてゐる。如何なる乗物でも例へば汽車、電車、地下鐵、高架鐵に乗つたら早く坐席を取らねばならぬ。後で乗るとか躊躇してると乗れなくなつて仕舞ふ。若し乗つたら早く席を占めねばならぬ。日本人は男女の區別がない。婦人のために立上つて席を譲るやうなことをしない。日本の婦人は強いものだと極めてゐるからだ。若し我々は一臺の電車に乘遅れても直に又乗ることが出来る。それは後から後からと續いて来るからである。切符を賣る者や鍵を入れる者は女子事務員である。然し檢札はしない。省線電車は切符を賣る者も集めるのも同一人である。若し誰か切符を持つて居なければ新たに金を拂はねばならぬ。市内電車、バス、乗合自動車は我國の様ではない。市電は何處迄行つても料金は均一で七錢である。地下鐵のやうな電車は自動式開閉扉を使用してゐる。乗客が乗降するときは自然と戸が開閉する。墨圖々々してゐれば戸に狹まれることがあるが怪我はない。一度閉つた戸は決して開かない。

我々の知つてゐる通り現在日本は支那へ澤山の兵隊を送つてゐる。日本政府の報告では戰死者あと二人で六十萬になると言はれてゐる。我々は日本に滯在中、日本が支那でどんな事をやつてゐるか解らなかつた。簡単にその事を知ることも六かしい。それは日本國內は何時も賑かで淋しくない。劇場や映畫館は常に満員で入場券は豫約しなければ入场出來ない。子供等は公園で遊んでゐる。神社佛閣には毎日一パインの參詣者がある。工場では老若男女勞働に從事し種々な品物を生産してゐる。異彩を放てるは大商店は午後六時に閉店し小店や映畫館は十時に閉店閉館する。これは大國民の力を統制集中せんが爲の訓練である。

其他國民大衆は節約に重きを置き、石油ガソリンには特に浪費を取締つてゐる。全ての自動車に對して一日のガソ

リン消費量が命令に據つて定められてゐる。ガソリンを消耗したものは車庫に還らねばならぬ。空車でも我々は呼び止め遠方に行かんとしてもガソリンの在量關係で乗せて呉れるか呉れぬか解らない。ガソリン燃料が勘くなつてれば行く事が出来ないから断はられる。若し途中で燃料が盡きて終ふと何處へ行つて補給を受け得るか解らない。今日の乗合自動車は木炭ガスを使用してゐる。

**タイ學生歓迎** 我等タイ學生が日本へ着いた時、日本民衆に鄭重に迎へられた。日本の民衆は日・タイ親善のことを言ふのを好んでゐる。即ちオークヤー・セナビモック（山田長政）がタイ國の官吏となつて偉勳を樹てたことがタイ國史に誌されてゐる。日本人とタイ國人とは顔貌が非常によく似てゐる。或人はどちらが日本人か、タイ人が解らないと言ふ。日本に於ては佛教が盛んである。政治もタイと似てゐて天皇陛下を最高尊敬の目標としてゐる。日本國民は日・タイ親善が段々緊密になつて來ることを考へてゐる。兩國の友愛も兄弟の如くである。其外、日・タイの親愛關係を如何なる言葉で表現してよいか一寸想ひ出せない。

**タイ國人の保護監督** 我々が何處かへ行き我々がタイ國人であると知ると喜んで迎へる。行先では大學生や他の偉い實業家が迎ひに来る。或時は少年團を連れて迎ひに来る。六、七階の建物の上にはタイ國旗を掲揚し我等を迎へて呉れる。その時は我々は何とも言ひ知れざる感動に打たれる。今日、日本國民はタイ國に關し一生懸命になつてゐる。東京外國語學校タイ語學科には生徒が多數居る。今後數年ならずしてタイ語は日本國中に弘まるであらう。

**ミス・タイの寫眞** 我々は何處へ行つても佛曆二四八一年のビッサマイ・ショーラウツト娘の寫眞が掲げられてゐるのを見た。往きの船にも歸りの船にも飾つてあつて、大きな店や偉い人の邸にもこのミス・タイの寫眞が掲げられてゐた。ミス・タイの寫眞は毎年取替へられるであらう。

#### 日本の進歩　日本見聞録を全部記述するとしたら大變である。であるから大體の事丈報告して置かう。

日本の市街には八、九階の建物がある許りでなく地階もある。交通機關としては五、六種のものが運轉してゐる。曰く地下鐵、省線電車、市内電車、高架鐵で、水上には汽船が往來してゐる。交通機關の或のものは非常の場合には軍隊の輸送、軍需品の運搬に早代りをする。又防空網にもなる。大小の工場も多數ある。我々は二、三工場へ見學に連れて行かれたが、其狀況を説明する時間と紙面とを有しない。衛生方面も整頓して清潔である。街路には汚いものや紙屑などは落ちてゐない。これは國民各自心を一にして街路整頓を天職と心得てゐる。時には老若男女が集まつて帶を持つて街路の掃除をする。斯かることは誰の命令でもなく各自の健康のため、社會の爲の勤労奉仕である。八九階又は十階もある百貨店では一階は食料品から段々上に行くに従つて洋服、蒲團蚊帳、書籍と云ふ風に陳列してある。一番上は屋上遊園となつて子供の遊び場所となり又、公園のやうになつてゐて植物動物を各種蒐集してある。大きな店をデパートと稱してゐる。地下階は食料品、野菜肉類、品物預り所となつてゐる。どの階でも品物が出し放しで我國のやうに仕舞つてはしない。誰でも自由に手に取つて見ることが出来る。値段も正札付である。或人は斯の如く放置してあれば益られやせぬかと思はるけれどもその心配無用、どんな賣場でも整頓して買はれたものは直に包装され日付印が捺され別に受取票が渡される。若し誰か買はないで持つて行くと直に發見される。大店、小店には私服の刑事巡査が、何處にもゐて目を光らかして張込んでゐる。店員は女子事務員がて輕い勞働や販賣を承つてゐる。此等女子事務員は容貌は普通以上で作法一通り心得てゐなければならぬ。然らざれば事務員として採用されない。百貨店の女子事務員は洋装をして若し我々がタイ學生であると知ると愛想よく迎へて呉れる。而して眼惹き袖引き珍らしげに我々をぬすみ見をする。

### 旅館

日本の旅館は二種に別れてゐる。日本式旅館と西洋式旅館とである。西洋式旅館は日本式に比して宿泊料二、三倍高い。日本式は疊の上に布團を敷いて眠り朝になると寝床を揚げて片附ける。西洋式ではベットになつててタイと同様である。洋式風呂は和式風呂とは全然構造に於て別である。洋式では食事は西洋食で給仕も洋服の男女が、洋装女子である。容貌は綺麗だが英語は上手でない。和式では和食で給仕は短髪詰襟の男子か和装の女子である。彼等の名前で男子か女子か判る。男子の方は大抵、植物に關する名や威勢のよい名を附ける。女子の方は美しく軽かい名を附ける。タイ國のやうに男女、名が混同してはゐない。

中等學校生徒は短髪であるが大學生でも短髪のものもある。女學生の制服は一定してゐる。學生、生徒は何處へ行くにも例へば映畫劇場へ行くときでも制服を着用する。彼等は古いものを好む。若し新しい帽子や制服は新入學生徒と見做され古參學生徒のやうに幅がきかない。學用品は皆鞄の中に入れて持參する。小學生は背中にランドセルを負ふて行く。生徒は皆家から辨當を持つて行く。

### 一般の服装

一般人の服装は日本風もあれば西洋風もある。舊式の婦人の髪は今は尠ない。日本風の服装をした婦人は身形を整へなければならぬ。大體、日本の婦人は洋装のものと和装のものが半々である。

### 國民の義務

文明國民は各自の義務として國家のため社會のため仕事に當つてゐる。斯かる理由で日本國家は發展し行くのは當然である。日本國民は自分の苦痛を忍んで國家のために全身全力を獻げてゐる。今日我々の目で見た日本國民は我がタイ國民よりも全てに於て整頓してゐる。日本政府は國民に對して種々な事業を指導する。國民もそれを知らなければならぬと心得てゐる。今日如何なる家庭でもラヂオを取付けてゐるが外國のニュースを聞く事が専らの外國よりの輸入書物を思ふ様に讀めない。それは輸入検査が餘りにも嚴重である爲である。官憲は全頁一々検閲

する。課税される品目も非常に殖えてゐる。例へばタクシーに一寸でも乗つても税金として拾錢を拂はねばならぬ。此外まだ澤山あるであらう。贅澤品と思はれるものは高く、日常生活必需品は安く、洋服の如き國民の需要盛んなものは安く、品のよいものや、美しい品物は大變高い。學用品のやうなものは安く運動器具も同様である。タイ國にある品物と日本にある品物とは大體同じであるが、タイ國の税金は高いから品物も從て高い。文明國では國民必需品に對しては政府は生産に援助してゐるからである。

### 紙幣

日本の紙幣には贋札はない。我々が紙幣を兩替するとき又は店で物を買ふとき彼等は贋札であるかどうかを檢べない。唯、金高丈を調べる。若し彼等より受取つた紙幣を明るい所で透して見ると彼等は變な顔をする斯かる事をすれば彼等を輕蔑することに當るからである。我々は品物を買ひに行くとき彼が紙幣を調べるやうなことなく、又新しいとか古いとか、皺苦茶になつてゐるとかに別に順番せず、唯、金額丈を受取る。老人と雖も同様意に介しない。今日、日本で五十錢紙幣が盛んに發行されてゐる。これは數箇月前印刷された許りである。これは事變のために金貨を蒐集して終つたからである。一錢銅貨もアルミニウム貨に改鑄した。日本は既に一年以上も戰つて居ながら一向平氣である。これは日本の經濟が堅實なる證據である。

日本滞在中、我々の所持日本金が無くなつて終つたので日本貨幣を搜さなければならぬ。取替へる事は六ヶ敷い。港のある所は容易に兩替出来るが彼等はタイの紙幣に贋造があるので警戒してゐる。我々は金を取替へに行くときローライ・ペーパー(百銖)が一三〇圓として渡して呉れる。即ち時價相場では呉れない。若しタイ國に歸つて慣れた商賣人に行きへて貰ふと換算相場(目下百銖=一五九圓十二錢)通りに渡して呉れる。或るタイ人の話ではタイ紙幣を持つて兩替を要求するとタイ公使を伴ひ責任を持つて貰はねば取替へない。これは贋札を怖れてゐるからである。こ

の話は果して眞であるかどうかは保證の限りでない。

**日本人の好む運動 街路拵を散歩すると我々の目に映するものは大人でも子供でも野球をやつてゐることである**

**學校の書休み時間にも子供達は野球を試みる。テニスの方は餘り盛んではない。又やつてゐるのを見ても餘り上手でもない。**

**自動車** 日本ではフォード自動車を澤山使用してゐる。ダットサンとか日産小型自動車も相當駆つてゐる。車臺の色は同じである。タキシーと自家用とは黒色でタキシーには何人も勝手に乗れる。若し夜であると車内の乗客の顔が見えなければならぬので後鏡(ミラー)がついてゐる。夜更まで遊び廻つた我等は巡査のために車を止められたことがあつた。然しさう煩いことを言はれずには許された。タキシーに乘るには智慧がなければならない。若し我等が外國人であると知ると態々遠廻りをして乗車料を多く取らうとする。その時我々は「どうして此道を行かないのか」と早く注意しなければ遠廻りをして終ふ。それは自動車メーターで料金を取るからである。一點毎に十錢である。或所では一點毎に三十錢、又或所では五十錢である。日本人は餘りタクシーには乗らない。それは今非常時であるから燃料昂騰し從て乗車料も高い。大抵は省線電車とか地下鐵に乗る。それが爲、どの電車も満員である。

### 軍 隊

日本の軍隊は尊敬されてゐる。軍人は何處へ行つても敬まはれ車に乗ると席を譲られる。それは軍人は國家のために命を捧げるからである。故に世人が尊敬するのは當然である。タイ軍人も國民から尊敬されてゐる若し軍服を着用してゐれば何處でも鄭重に待遇される。これは私は或る日本軍人から聞いた言葉だが『出征したことのある軍人は長剣を賜はり未だ出征しない軍人は短剣を掲げてゐる』と。これは勿論陸軍の話である。日本では何萬人と言ふ群衆の這入れる大野球スタンドを會場として、支那事變展覽會を開催し其中に人形で軍隊を作り、飛行機、

軍艦、戦車、巨砲等は玩具にて配列し、種々の模型にて戰場の場面を彷彿させ、部隊毎に旗を立てゝ其所在を示し、其方面に出征せる勇士の親類とか、友人とかが參觀に來て一見、所屬部隊が解るやうに仕組んである。

### 日本の佛教

日本滯在中タイ國學生が歓迎されたのも日本には佛教の寺院が多數ある爲である。京都には幾百萬圓と云ふ建築費を要した大伽藍が澤山建つてゐる。何れも參詣者にて充満してゐる。日本人とタイ人にて合同建立した名古屋覺王山日蓮寺がある。この寺にはタイ國の佛像が澤山安置してあつて我々タイ學生が參詣に行つたとき恰度、盤谷日蓮協會のブラ・ビット・サーリー氏がブラ・マライの經卷を奉納すると云ふので賑かな儀式が行はれた。ブラ・ビット・サーリー氏が曾て象牙製の小塔を寄贈された。叔奉納された經卷を大僧正の前に捧げて後、一定の所に安置し、太鼓が鳴ると種々の色彩の法衣（中には黃衣もある）を着用した一山の大衆が着席し、讀經し木魚を叩いて調子を合はせた。タイ學生は前の方に坐して合掌した。附近の人々も參詣し新聞記者も寫真を撮り新聞に掲載した。或る日本人は曰く『佛教こそ日・タイ親善の楔となるものである』と。

本記事を擱筆するに臨み更に附言したい。この見聞録を叙述することの出來るのは我々タイ學生に旅費を支給して下さつた岡崎忠雄氏の御蔭である。日本滯在二週間に見たこと、聞いたことで誤つた事實あらば平に御宥恕を乞ふ。東京滯在中上野松坂屋發行の大雑誌の寄贈を受けた。それには『諸君にして日本を見物しないならば生れた甲斐がなからう』と誌されてゐた。

## ○日本人の潔癖性

(八月五日タイ字紙タイ・マイ所載)

今ではタイ國民の身<sup>み</sup>装<sup>みやう</sup>は以前よりも餘程整頓して來てゐる。國民の眞の風習は言葉と色彩だけではない。外に種々な條件を具備せねばならぬ。動もすると他の先進國の風習に比べて我々タイ國民の風俗を誤解せられる事がある。即ちに記述せんとする事は日本國民の整然たる几帳面さを我國にても模倣せんことを要望するものである。日本國民は時世が進歩してゐるにも拘らず、保守的服裝を喜んでゐる。

日本國民の特異性としては美麗を好み綺麗なもの愛玩することである。屋内裝飾も整頓し目障りになる物は毫も置かず、或場所は廣くとも其儘にし置き邪魔になるものは塵一つ置かない。日本の實情を知り度いのであるが問『日本の家屋は紙で作つてあると言ふが本當ですか?』答それは特殊のものである。即ち障子、欄間其外、風雨の被らざる簡所に紙を貼る。その紙の色は白く、それは日本人の潔癖性を象徴してゐる。障子紙には汚れた指の痕や破れ穴がない。それでなくとも屋内の調度がよく整頓してゐる。大體調度品の取扱に關しては毀れ易い、折れ易い物にて取扱ひ方を稽古し取扱人の注意力を養成する。一説には「日本品は毀れ易く又折れ易いので之を處理せしめる事は取扱人に注意力と緊張心とを鼓吹させる爲である」と謂れてゐる。日本の男女は身裝がキチンとして綺麗で、之を思ふと我々は洋袴丈<sup>ヨウハツヂマチ</sup>で襪衣<sup>ハツイ</sup>を着ないで居ることは出來ない。日本では履物なしで跣足で歩く者が見られない。必ず、どんな者でも帽子を被つて履物を穿いてゐる。日本人の服裝は派手でない。男子は黒色の物を着る

女子は色物を好む。男子は色の濃いもの又は紺色、又は黒色に近い物や白色でなければ着ない。色物は女の用ひる物で羈々しいものであると考へられてゐる。男子は大抵和服を着用してゐるが、勤務者は洋服を着る。女子は洋装で電髪にして口紅を差し眉毛を描いてゐる。それは彼女の眞の美しさを失ふて終ふのであるが、そうしなければ彼女に洋髪は不似合となるからである。然し洋装のよく似合ふものもあるが、稀である。日本の婦人は皆洋装をして大抵同様の服裝をしてゐるから眼に立たない。從て婦人同志で目引き袖引きする様なことはしない。洋装することは誰でも勝手である。地方人は自然の美を好む。公園などに植えてある花を誰一人として取る者はない。手を觸るゝ様な者もなない。『花を取る可からず』と云ふ立札<sup>タチザカ</sup>無い。斯様な事は子供でも知つてゐる。此等は學校に於て家庭に於て巣<sup>スズ</sup>け方、教訓が徹底してゐるからである。『子供よ、お前は國家の恩を知つてゐる筈だ、國體の美を表<sup>アハラ</sup>せる樹林、花卉を損傷せぬであらう。恩のある國家の所有物を毀損せぬであらう。』『コラ! 取つてはいかぬぞ。巡查に見付かつたら捕へられて終ふぞ』と云ふやうな叱聲を聞く事は絶無で、誰も居なくとも花卉に毫も異状がない。故に我々は日本人の規則遵守性を模範としなければならぬ。日本人各戸の障子に子供の指穴<sup>ササカ</sup>がない。日本人の特異性の一として衛生のことは大變矢釜しい。家中でも草履を穿き便所に行くと更に便所用の草履に穿き替へる。この履物の扱方に就き或學校に行つて見ると誰の子供も革靴や其外の履物を穿いて學校に行く。學校に着くと靴を取替へる。その靴はゴム靴で、走る事や、運動には都合がよい。而して學校の廊下を綺麗に保つ上にも好都合である。此外、衛生上の事で矢釜しいのは風呂場を綺麗にし、便所に入ったものは必ず手を洗つて乾いた布で拭ひ清潔にしなければならぬ。これは指先に黴菌が附着して身體全面に繁殖散布を防ぐためである。社寺を參詣するとチャヤンと手洗場があつて遠い所から來た者の爲に手を洗はせ口を嗽がせ疲れを癒させる。それに由て參詣人はその冷水を飲んだり洗面したりすると心が爽かに

なつて參拜する時は自然と氣分が神々しくなる。若し穢れがあると參拜する時の心境に妨げとなるものだ。その外店や大きな集會所には靴磨きのブランが置いてあり、塵拂ひが掛けたる。それは入館者や通行人の靴を拭ひ綺麗にする爲だ。この外、離宮や役所、博物館等は特に嚴重で所に依つては靴を脱がせて持たせる。又は靴にカバーを掛けさせる。事情を知らない人は靴のために床を損ぜらるゝのを防ぐ爲かと思はれるかも知れぬが、行つて見ると床の上に絨緞、布が敷いてあつて汚れぬ様にしてある。

以上の如く綺麗さを保つ潔癖性は日本國民性の特徴であらう。

## 雑報欄

### ○秩父宮殿下にタイ國攝政首座より最高勳章御贈進

### ○秩父宮殿下神宮大會總裁御承諾

秩父宮殿下には多年東京、日本タイ協會總裁並に盤谷、日本タイ協會名譽總裁として兩國親善に篤き恩召を給はれるを光榮とし今般タイ國攝政首座アティット殿下よりタイ國最高勳章ナイト・オブ・モスト・イラストリアス・オーダー・オブ・ザ・ローヤル・ハウス・オブ・チャックリーを御贈勳章上げた。依て七月二十四日午前駐日タイ國公使ビヤー・シーサン氏は秩父宮御殿に参り親しく殿下に捧呈した。

尚ほ同夜、タイ國公使館にては秩父宮殿下並に同妃殿下の御承諾被遊趣八月廿九日宮家前田事務官より厚生大臣へ通知があつた。

○タイ國元總理外六氏に贈勳  
畏き邊りにては日本・タイ兩國間に於ける友好通商航海條約の締結及兩國親善關係増進に貢獻せる元タイ國首相外六氏に對し九月十二日勳章贈與の御沙汰があつた。

タイ國元内閣總理大臣現國防軍總監  
ビヤ・バホン・ボンバユハ・セーナ  
贈與勳一等旭日大綬章  
同國攝政府、内閣及外務省最高顧問勳二等  
ダアンザアイタヤコーン・ヴァオラダオノン殿下  
贈與旭日大綬章

同國外務次官  
ニコーン・テーバン・テバクン殿下

贈與勳一等瑞寶章

同國外務次官補

フレデリック・アル・ドルベール

同國元外務省政治部長現内務局長

ルアン・シット・サヤムカーン

贈與勳二等瑞寶章(各通)

チユン・ビンターノン

贈與勳三等旭日中授章

同國外務省政治部長書記官  
チエム・ディブ・コームット

贈與勳五等双光旭日章

用せられし國名「暹羅」は有効に付左様御承知被下度候  
ニコーン・テーバン・テバクン殿下 敬具  
一九三九年七月五日 日本駐在タイ國公使

東京 暹羅協會々長殿

## ○タイ國公使館の國民記念日 祝賀

一九三三年タイ國君主專制から立憲君主制に確立された第七周年記念日たる六月廿四日タイ國公使館にては午後五時より祝賀會を開催した。留日タイ國學生八十餘名參集、澤田外務次官を始め外務省員、オットー・獨逸大使タレギー・英國大使など在京各外交團來會セナ公使のタイ國々名禮更の挨拶及講演あり

一同タイ國歌を合唱しタイ國萬歳を三唱し六時半散會した。

此日、岐阜縣鹽町日本刀鍛錬塾にては刀匠渡邊兼水氏外八名が鍛造した二尺三寸三分の名刀を白鞘に納めセナ公使を經てタイ國皇帝陛下に獻上した。

## ○タイ國皇帝御誕辰祝賀

九月廿日はタイ國皇帝アンドラ・マヒドーン陛下の第十五回目の御誕辰に相當するを以て同日午後四時半よりタイ國公使館

あつた。  
七月五日附タイ國公使ビヤー・シー・セナ氏より左記通知があつた。  
拜啓貴下益御清祥之段奉慶賀陳者今般本國政府よりの正式通告有之候佛曆二四八二年六月二十四日付自今當國政府外務省始め各官廳の公文書に於ては暹羅國及び暹羅人なる語を各タイランド及びタイと改稱致事と相成候尙從來法律上に便時過盛會裡に散會した。

にては盛大なる祝賀會を催した。阿部首相兼攝外相、鈴木儀典

課長、岸外務大臣祕書官等の外、各國・大公使出席祝意を表し

た。引續き六時半より亞細亞學生聯盟の祝賀會がタイ國留學生主催で日比谷三信ビル地階食堂で催され編甸、印度、阿富汗、支那、比律賓等各國學生及び來賓約二十餘名來會、晚餐歡談九時過盛會裡に散會した。

## ○日暹協會（在盤谷）の名稱、役員の變更

去る七月廿七日午後五時より在盤谷日暹協會に於ては三井物産盤谷新舊支店長の淡迎茶會を開催した。茶會後直ちに總會に入り從來の日暹協會を日タイ協會 (Japan-Thai Association) に改稱の件を滿場一致可決、次に本年度役員の改選をなし、左の如く決定した。尙出席者は約四十名であつた。

長・内務次官陸軍少佐  
副會長・ラオ・ビッターン・サックソーン・クラーム  
書記・ラヤー・バースチヨーン  
會計係・ナラヤー・サリー・ラタキバーツ  
接待係・海軍大佐・チャクラ・ヌックラキット  
書記・田澤丈夫商務官  
錄員・プラワツ・タンスラツ  
員・アラヤー・スリディカーン・バンチヨン

## ○タイ國新聞記者團來朝

大阪商船、三井船舶部合同招待タイ國新聞記者團一行八名は瀧谷新舊支店長の淡迎茶會にて神戶入港、七日前八時東京前、滯京七日、七月十三日午後三時還京、名古屋にて留八日午後三時神戸出帆三井ライン明石丸にて瀧谷に滞在中、本邦高度の文化に驚異し朝野各方面の熟識にして至れり盡せりの歎美には歎からず心を打たれるものゝ如く歸國後、禮讃感謝の記事は連日主要紙面を賑はし一般の興味と關心を惹きつゝありと。

尙ほ一行の旅行日程は大要左の如くであつた。  
七月 四日（火）盤谷丸にて神戸入港（午後三時頃）  
並タイ國名譽領事訪問  
關係先挨拶三井、商船、神戸日暹協會、櫻  
午後六時半 O・S・K 合同招宴 菊水

七月五日(木)

富士ホテル宿泊  
午前八時半ホテル發 あるぜんちな丸見學  
午前十時半 三菱造船所見學  
晝食神戸日通協會招宴

七月六日(木)

午前O・S・K本社訪問安住タイ國名譽領  
事訪問、大阪城、造幣局、プラネタリウム  
午後 大朝 大毎訪問新大阪ホテル宿泊  
食後心齋橋散歩

七月七日(金)

午前O・S・K本社訪問安住タイ國名譽領  
事訪問、大阪城、造幣局、プラネタリウム  
午後 大朝 大毎訪問晩餐 ホテル  
食後 梅田歌舞劇場見物

七月九日(日)

午前O・S・K本社訪問安住タイ國名譽領  
事訪問、大阪城、造幣局、プラネタリウム  
午後 大朝 大毎訪問

夜行(後一〇時)上京

大阪—東京

午前八時東京舞着 宮城遼拜後、赤坂山王  
ホテルへ同一〇時 挨拶 外務、商工省、  
日本タイ協會、タイ公使館、三井

後零時二〇分

同一時三〇分 訪問 O・S・K、三菱、  
朝日新聞、同盟通訊、新聞協會同三時三分ティ・ペーティー 三井主催  
同五時三〇分 訪問 東京日日、讀賣兩新

七月十日(月)

前九時 観察 合同招  
主催於公使館  
同六時 觀劇三井ライン  
零時三〇分 午餐會 國際文化振興會主催  
同二時 観察 放送局  
同二時四〇分 観察 明治神宮、海軍館

七月十一日(火)

正午 午餐會 合同招  
大日本ビール吾妻橋工場、  
中央郵便局  
同四時 ティー・ペーティー 外務次官主催  
於次官邸

七月十二日(水)

同六時三〇分 晚餐 日本タイ協會主催  
前九時 観察 東京電氣、旭ガラス、ピク  
堂

七月十三日(木)

正午 午餐會 合同招  
大日本ビール吾妻橋工場、  
中央郵便局  
同四時 ティー・ペーティー 外務次官主催  
於次官邸

七月十四日(金)

同六時三〇分 晚餐 日本タイ協會主催  
前九時 観察 東京電氣、旭ガラス、ピク  
堂

七月十五日(土)

午後三時 神戸發 明石山丸

七月廿九日(土)

午後三時 神戸發 明石山丸

同一時三〇分 観察 横濱港、日清製粉  
同六時 晚餐會 大日本航空會社主催  
前時 観察 森永目黒工場  
正午 午餐會 製乳協會  
同一時三〇分 訪問 O・S・K、三菱、  
朝日新聞、同盟通訊、新聞協會  
同三時三分ティ・ペーティー 三井主催  
同五時三〇分 訪問 東京日日、讀賣兩新

## 人口

(重慶、七月二十一日發去る七月七日の日支事變二周年記念  
日に際し在タイ華僑(個人並に各團體より)は七十萬弗の獻金  
を國民政府になした。行政院長兼財政部長孔祥熙は盤谷の寄附  
者に宛て熱烈なる愛國心を賞揚する謝禮の電文を發した(七月  
二十二日、香港・デイリー・ニュース)

## ○タイ國一九三八年中間推定

七月十五日午後六時神戸入港大阪商船西貢丸にてタイ國庭球  
選手團が來朝した。一行は團長カソム・チャティ・カワニット  
(二十九の外にサノ・バルナンダクル(二十九)ムアング・ルン  
・バサンタシ(二十九)の兩君及び女流選手サングワン・スジャ  
リクトル(二十九)の四名にて十九日甲子園にて庭球試合を行  
ひたる上にて二十日午後五時二十五分東京驛に到着した。在京  
中數回の日・タイ對抗試合をなし八月二日夕、退京歸國の途に  
就いた。

○在タイ國華僑國民政府に七  
十萬弗獻金

日本は永年米の生産及び配給問題には非常に周到な注意を拂  
つて居る。特に現非常時に於いて、支那事變が水引けば水引  
く程益々米穀問題の解決は焦眉の急となり、最大可能量の食糧  
を確保する爲め米の増産が計畫され、又米價の統制並びに分配  
の適正等も研究されてゐる。事變以來農民と馬匹の若干は戰線  
へ送られ、農村勞働力の若干は軍需品工場へ移行され、他方化  
學肥料及び農機具の配給は漸減してゐる。斯くの如きは何

れ位になるかは不明である。いつにせよ日本の斯かる改革は、**タイ**にとつても確かに興味ある事實である。然し**タイ**が日本の様に立到る所とは夢想も出来ない。(五月二十四日B・T)

### ○支那鐵道部長の**タイ**國訪問

去る五月二十日、支那鐵道部長張嘉璈(慶應義塾理財科卒)は印度支那への旅行の途次短日盤谷に滞在した。以下は其のプログラムである。

五月廿日午前 タイ國在住某華僑二名を作ひルアン・ビアン

總理以下各大臣訪問。

午後 外務大臣チヤオビヤ・シーチマチベート主

催チハイ・チイ(於外務省)

陪賓は在盤谷の**タイ**・英・支の名士多數であつた

在盤華僑主催歡迎大晚餐會(於華僑商業委員會事務所)各華僑委員の主なるものと會食をなす。

七月二十一日朝 宣傳局長ナイ・ヴィラ・オサタノンドの案内にて市内見物。

正午精米協會主催午餐會(於水上樓)

午後 華僑商業會議所主催セブショーン。

七月廿二日朝 印度支那へ出發のため盤谷發。

(五月二十三日B・T)

### ○**タイ**國鹽の輸出量

れも米の生産を減少せしめる原因たる處あるのみならず、消費方面は(農業擴大と軍需景氣の爲め需要益々増大して)日本のみならず國外占領地に於いても甚だ増大してゐる。現勿論日本は過去に於いて如上の如き對策を建てゝ効果を上げて居り、本年に入つてからも肥料の適當なる分配、勞働力の移動整理、生産計畫委員會の設定等の方策を建てる。然し斯の如き計畫の内で最も重要なのは、日本の小規模にして家族勞働力を基本とする農業經營法の合理化であると考へられる。現在組合を單位とする共同耕作法が始められてゐるが、これは主として農機具特に勞働耕作機の共同使用に依るものである。其他農作の改良を目的とする官吏特別隊が各地方を巡回して、新計畫の實行に當れる地方委員を指導してゐる。併し是は單に問題の半面を解決したるに過ぎず、價格と配給に關しても特別の注意が向けられてゐるのである。

米の配給を統制して米價を適正なる水準に保つために新しい法律が制定されたが、之は思惑を出来るだけ抑へるため從來の實米取引機構を改革し需給關係を基本とせる現物取引に再組織するのである。更に同法は政府と米穀商の出資による半官半民の米穀取引會社の設立を規定してゐる。この會社の相場が米の取引即ち從來の實米相場となるのである。投機を禁じ、以つて分配を閑散ならしむる不變且つ安常なる米價を維持せんしてゐるのである。米の仲買人、販賣人は漸次許可制へと移行し得る。以上はジャパン・クロニクル紙からの引用であるが、同文中大部分の動詞は未來形を使用してゐるから、新法實施後ど

一九三二年四月より三七年三月迄の六箇年間**タイ**國よりの鹽輸出量は左の如くである。

年	輸出量
一九三二年	一、三〇六、〇五〇擔
一九三三年	一、五五七、三〇〇
一九三四年	二、二二二、三六九
一九三五年	三、〇三三、四一五
一九三六年	一、一四〇、三六〇
一九三七年	一、六九二、四四二
一九三八年	八〇一、九四六

輸出先は香港が第一にて年額約十萬擔を出し次は馬來にて三萬擔を輸出してゐる。現在**タイ**の鹽輸出港は悉皆華僑である。

### ○**タイ**國の看板稅

**タイ**國政府は自下左記の如く看板稅を徵收してゐる。(一錄)  
一圓六十錢)

**タイ**語のみの場合

二、五〇〇平方呎に付 五〇サタング

**タイ**語及外國語のある場合

二、五〇〇平方呎に付 一バーツ

外國語のみの場合

二、五〇〇平方呎に付 二バーツ

これがため漢字看板を掲げる華僑通は大恐懼**タイ**語文字に塗り替へてゐる。

### ○**タイ**國政府の不穩華僑彈壓

**タイ**國政府は七月十日華僑不穩分子の抗日テロ團の檢舉以來これが譚壓峻烈を極め既に十回に亘り盤谷市内各所に於て華僑の不穩分子九十名を逮捕し更に華僑有力者及華文新聞社多數を取調べ検挙した。

一、抗日華文紙にて盤谷市發行のもの九紙を算するが抗日記事掲載のため閉鎖を命ぜられ現在にては僅に二紙を残すのみ苟くも毎日的一字句か一語にてもあれば放逐なく發禁される。

一、華僑抗日團體の手入は嚴重を極め警察當局は國民黨支部等を裏ひ容疑者を一網打盡に檢挙し秘密文書多數を押収した。

一、**タイ**國政府は華僑同化運動に着手しその一部として**タイ**國に居住する者は全般**タイ**式教育を施すとの方針の下に華僑小學校の閉鎖を命じ四月以來その數卅校以上に達した。

一、これ等檢舉排日分子は從來外國人なる故を以て體刑を課することが出來ず全部國外追放を行ふた。

尙政府は盤谷の二大華僑銀行たる廣東銀行支店及び華僑銀行支店を捜索の結果資金募集の確認がつたので八月一日關係者の檢挙を行ひ募集者は勿論華僑者約一千名を拘引した。これ等被檢挙者中には前記二大銀行支店長を含み特に檢挙が華僑有力者にまで及ぶたは注目すべきことにして二大銀行支店長檢挙の原因は兩銀行は七月七日抗日記念日に抗日獻金募集及び本國への送金を取扱へる事、強迫状による強請公債買入の指定銀行となつたためである。

## ○タイ國外相更迭

タイ國外務大臣チヤオビヤ・シー・ダマテイベート氏は七月十五日病氣のため辭職し外相はルアング・ビブン・ソンクラム首相が兼攝することとなつた。

## ○大角海軍大將にタイ國より贈勳

大角岑生大將は訪獨の途次八月五日新嘉坡に立寄りたるが其際、タイ國政府は同大將が多年日・タイ親善促進に盡瘁せられしに對し白象一等勳章を贈進した。

## ○タイ國より駐在武官、三井

### 關係者に贈勳

タイ國政府は日・タイ兩國親善に貢獻したる故を以て左の諸氏に對し勳勳を頒表した。

白象三等勳章	海軍大佐	鳥越新一
王冠三等勳章	陸軍中佐	齊藤二郎
王冠三等勳章	三井物産會長	井上治兵衛
白象三等勳章	三井合名社長	三井高公

王冠四等勳章

三井物産盤谷支店長 高月 喜右衛門

王冠五等勳章

三井物産盤谷支店員 鈴木陽三

## ○タイ國駐在陸軍武官の更迭

陸軍定期異動に伴ふタイ國駐在武官の更迭は八月二日官報を以て左の如く發表された。

補タイ國在勤帝國公使館附武官

陸軍歩兵中佐 田村浩

免本職

陸軍歩兵中佐 田村施兵大佐は曾て帝國公使館附武官としてタイ國に在勤せられし事あり今回にて二度目の御奉公にて九月十四日神戸出帆三井ライノ朝日山丸にて赴任せられた。

## ○笠原書記官の領事兼任

盤谷在勤帝國公使館三等書記官笠原太郎氏は八月四日付を以て兼任領事盤谷總領事館在勤を命ぜられた。

## ○東京商科大學、專修大學々生のタイ國旅行

東京商科大學内太平洋俱樂部タイ班學生松下保彥、大本義彦

## ○三木榮氏タイ國々籍獲得

六月一日附タイ國官報に依れば今回三木榮氏はタイの國籍に編入せられた。

## ○新田義實氏歡迎午餐會

在盤谷三義商事會社出席所長新田義實氏は五月四日第一回タイ學生旅行團一行と共に大阪商船西貢丸にて臨朝した。依て本協會にては六月二日新田氏を主賓として歡迎午餐會を演繹「あじあ」に於て開催した。出席者は矢田部名譽會員、山下領事、天田通譯官、山口タイ留學生監督、協會側よりは矢田常務理事、遠山主事、佐藤鷹託であった。

## ○日本タイ協會のタイ國新聞記者團歡迎晚餐會

六月三日正午神戸入港の大坂商船盤谷丸にてタイ國一流の新聞記者八名來朝、同月前八時東京驛に到着した。本協會にては六月十日午後六時半よりの日本工業俱樂部に於て歡迎晩餐會を開催した。當夜はビヤー・シー・セナ公使出席、席上近衛會長代理徳川副會長の歓迎別記挨拶あり、之に對しシーグレンジング紙主事ナイン・サンタナ・ダンタラノン（別記）謝辭述べた。會衆一同記念撮影の後九時過散會した。尙ほ訪日

## ○大阪商船盤谷出張所長

新任大阪商船盤谷出張所長瀬戸屋熊治郎氏は九月十四日神戸出帆三井ライン朝日山丸にて赴任された。

タイ國新聞記者は前號豫告と二、三の變更ありたるが氏名左の如くである。

(主賓)

ナイ・サンタナ・タントラノン殿(サイアム・ラスドル紙社長代理)

ナイ・プラカイ・サラチヤムノン殿(タイ・マイ紙主筆)

ナイ・プラジット・シットエサリブト殿(サイアム・ニコソ紙記者)

ナイ・アチット・ウンハナンダナ殿(クルンテープ・バブ紙記者)

ナイ・プロチヨイ・バスバット殿(シー・クルング・スタディオ映畫技術)

ナイ・レル・チャムナルンヴィイツチ殿(ツーリスト・ウヰークリー誌編輯者)

ナングサウ・ニッタロ・バスバット嬢(特別隨行)

尙當夜出席者方名左の通り。

公使館 ピヤ・シー・セナ公使殿  
バイラ・ヨーダー武官殿

ラタナチップ書記官殿

山口 學生監督殿

栗原 東亞局長殿

仁宮 事務官殿

一〇八

山天有通領事殿  
田下官殿  
村秋上山末大譯

海軍省

軍令部

拓務省

東中少大

横山本南洋課

宮山大佐殿

横山佐殿

西田佐殿

東田佐殿

三井合名

三井船舶部

三菱大阪商船

同盟通信社

朝日新聞社

日本新聞社

ジャパン・ライムス社

横山萬喜男殿

金子堅次郎殿

横山佐殿

川田萬喜男殿

山田萬喜男殿

新田萬喜男殿

中田萬喜男殿

齊藤萬喜男殿

吉田萬喜男殿

花田萬喜男殿

柳田萬喜男殿

吉田萬喜男殿

陽田萬喜男殿

一殿治殿

江口治殿

原田治殿

田口治殿

吉田治殿

柳田治殿

吉田治殿

花田治殿

吉田治殿

吉田治殿

吉田治殿

吉田治殿

協會役員

讀賣新聞社

國民新聞社

讀賣新聞社

外務省

公使館

大使館

大使館

大使館

大使館

大使館

大使館

磯木草三中永辻山倉淺援井北鶴矢今林戸中高唐薩宮高  
部下 場 原村島見田村川村久島摩崎橋  
美乙 新嘉義猛良充雅多吉保次次正之智  
知殿 市殿 景殿壽殿造殿三殿郎殿  
龜三郎殿(代理)富三殿壽殿

三井タイ室

ビューリスト  
鐘紡

三井タイ室

名譽會員會

貿易

助殿

次殿

雄殿

次殿

雄殿

雄殿

雄殿

雄殿

雄殿

今夕はタイ國新聞記者團の御一行を歓迎する爲め此の小宴を催ほしたる次第であります。實は近衛會長が御出席になる筈でありますたけれど、無據御要務の爲め急に御出席不能となりましたので私が會長に代つて御挨拶致します。

私は先づ雙頭第一に此度シャムの國名が本年六月二十四日以後タイ國と改名せられたるに對して、祝意を表したいと思ひます。私が承る所に依れば「シャム」と云ふ語の内には從屬との意味が含まれて居るに反し、タイと云ふ語はタイ民族の國を表徵するには相應しきは勿論であります。其上に「タイ」と云ふ語は自由の意味をも有し居るのであります。今タイの國名改稱は一九三三年政體變更後新興の意氣に燃え立つ興隆青年の氣分と致しまして誠に自然至極であり、友邦日本として誠に慶賀の至であります。

タイ國と我國との關係に就きましては是迄種々なる機會に於

### 德川副會長挨拶

(主賓) 近衛會長代理副會長侯爵德川頼貞

て私が屢々申述べたことであります。昔より親善の一語に盡きるのであります。兩國修交締盟致しましてから凡そ五十年になりますが、其間唯の一回も此兩國間に不愉快なる出来事のあつたことはありません。試みに之を貴國と西歐諸國との關係に比較して見ますならば、其處に非常なる差異のありますことは何人と云へども拒否することは出來ないであります。泰國が其國力を増強し經濟に於ても財政に於ても文化化に於ても將た又國防に於ても儼然たる一大強國の實力を具備するに至ることを心から希望し慶賀する情に於て日本程眞摯熱心な國は世界中、外に何處にあるでありますか。それは諸國が泰國の最近四十年間に於ける西歐諸強國との歴史的關係を一瞥せられたならば直ちに御了解になることと思ひます。然るに我々日本人は唯無條件に泰國がどうか出来る丈け速かに强大となり、名實共に儼然たる獨立國たらんことを切望するのみであります。蓋し泰國の強大なるは我日本の力であり觀みであるのであるが、若しも泰國之を制せらるゝ様なことがありと拘はらず其實に於て其獨立を制せらるゝ様なことがありすれば夫れは取りも直さず我日本に對する脅威其物の外何者でもないのであります。結局我々は東洋に於て共同の國運を開拓すべく運命付けられて居るのであります。私は諸君が此點をよく、慎思熟慮せられんことを希望に堪へません。今次日本は支那と事變を構へて以來最早滿二年となります。我國は實際常の時局に際會して居ります。併し乍ら一億の國民は打つて一丸となり、此非常時局の對策に就ては如何なる犠牲を拂つても

有終の美を濟さんことを決心し微動だめ致しません。日本は國際正義を基調とする世界和平を冀求して居るのであります。今次の支那事變の動機も全く此外には無いのであります。日本は支那を西歐諸強國に依る半殖民地化から解放して其民族の甦生を圖り其文化及び生活の向上を招來し相共に東洋の天地に於て共存共榮の樂土を建設せんとする所以であります。併併此事業たるや實に容易ならざる大事業であります。恐らく有史以來人類に譲せられたる絶大なる事業と申すも過言ではあります。併せ其之が遂行に當りましては至大至剛の精神を以て始終し而して秋毫の私心を拂ふことを許しません。況んや安價なる名譽慾だの征服慾だのは絶対に禁物たることは勿論であります。斯る宏大なる大業に我々は今や着手し邁進して居るのであります。從て其義性も廉潔も尋常様でないことは一億の日本國民が皆一致して覺悟の前のであります。併し我々日本國民は縛々として餘裕を有む必ず其國を東亞に於ける我邦唯一の友邦と信じますので、記者團諸君が今次御訪日の機會に於て出來る丈け多くの朝野の人士に接觸せられて意見を御交換になり又我國の實際の狀況を自薦査察せられて日本國の實力及び日本國民の詐らざる眞意を認識把握せられんことを切望の至りに堪えません。

茲に來賓諸君と共に杯を擧げて泰國の榮華と將だ又記者團諸君御一行の御健康を祝したいと思ひます。

## ナイ・サンタナー・タンタラノン 代表の謝辭

副會長閣下、並に各位

今回貴國を訪問致しましたる吾々泰國新聞記者團に對して寄せられたる副會長閣下の御言葉、就中「シヤム」が泰國と改名したこと、及日本々と兩國が修交締盟以後五十年の長年の間に於て何等不愉快なことがなかつたと云ふ點に對する御慶びの御言葉に對し記者團一行は深く感銘する次第であります。

今日の御懇親は此の機會に於て更に兩國々民相會し其の友好を一層進められると云ふことを存じます。吾々は今回三井物産と大阪商船の御招待を受けて參つたのであります。日本と泰國兩國民が双方より温かき手を握つて過去五十年間に築き上げたる友好なるものは中々革新的なものとなつたのであります。然し又吾々一行は未だ親しく兩者が手に取る交友なるものを見なかつたのであります。が今回親しく之れを體験するを得そうしてそれは特に兄弟の如き情なるを見出しましたのであります。吾々は貴國を兄と唱へ度いのであります。その兄は只今迄に不勝ず弟を指導せられたるであります。兩國が互に手を取り歩み來つたことは多く例がありますが我が泰國が往々あの國際聯盟に於ける態度の如き其の例であります。

私は御招待を被りました三井物産と大阪商船に付き一言させて頂きます。前者は我が國防上の用器の製造上に於て後者は

又日本泰國間海上交通路の維持に於て夫れ／＼重要な役割を果たし又は現に實地當られつゝあるのであります。斯くして兩社は日本泰國間親善の増進に付き有力なる任務に從事して居られるのであります。

吾々日本訪問記者團は兩國の友好の維持に付き出来得る丈け力を致し更に進んで之が培進に付き微力致し度く存じます。一同は歸來母國の同胞に貴國の現狀、就中貴國民の泰國國民に對する熱烈なる友情を紹介するの愉快なる使命を遂行せんことを斷言致します。

これを以て終りと致します。日本と泰國との兄弟關係が今後益々濃くなることを期待して各位と共に盃を擧げ度いと存じます。

七月二十日入京せる泰國國庭球選手團一行四名を主賓として迎食會を催す。出席者はビヤー・シー・セナ公使、泰國公使館員、矢田謙翁委員長、日本國庭球協會員等にて矢田常務理事の歡迎挨拶に對し國長カソム・チャヤティ・カワニット君謝辭を述べ午時三時散會した。

## ○宮原武雄氏歸朝歡迎會

三井タイ室々長宮原武雄氏は室員御納正三氏を從へ四月下旬出發約二箇月に亘りタイ國視察をなし七月廿九日歸京されるを以て本協會にては、月一日午後六時半より満鐵「あじあ」に於て歓迎晩餐會を開催、食後八時より約一時間、宮原氏の「最近のタイ國情勢」に關し講演を聽き九時半散會した。

## ○盤谷の大火灾

去る八月十六日夜盤谷の中心繁華街七月二十二日廣場附近に大火あり、被害戸數四千軒以上（大部分華僑）、損害約二百萬銖とみられる。

## ○高楠順次郎博士夫人の訃

本會前理事、評議員高楠順次郎氏夫人シモ子女史は膽石病にて吉祥寺武藏野女子學院内の自宅に於て療養中八月十三日午後十時十五分逝去された。享年七十三、九月七日築地本願寺に於ける告別式に際しては矢田常務理事會葬した。

## 協會記事

### ○昭和十四年八月二十三日開催理事會

- 報告事項
- 一、秩父總裁宮殿下へタイ國皇室より最高勳章を御贈進の件
- 二、タイ讀本編纂發行の件
- 三、過日辭典編纂計畫の件
- 四、岡崎氏招致タイ國學生旅行團、タイ國新聞記者團、並タイ國庭球選手來朝の件
- 五、兒童映畫（日出る國の子供）をタイ國文部省へ寄贈の件
- 六、大阪商船會社寄附金を倍額に増額の件
- 七、三井合名會社指定寄附金（學生會館）繼續の件
- 八、役員並會員の異動報告
- 協議事項
- 一、協會の名稱改稱の件
- 二、理事長、常務理事互選の件

## ○理事長更迭

## ○役員の異動

- △左記四理事は任期満了に付七月二十五日辭任せられた。  
伊東延吉氏、加藤恭平氏、高楠順次郎氏、伯爵溝口直亮氏
- △左記十四理事は任期満了の所、七月二十五日重任せられた。  
伊藤次郎左衛門氏、子爵岡部長景氏、男爵大倉喜七郎氏、鶴見左吉雄氏、南條金雄氏、村田省藏氏、矢田長之助氏、伯爵二荒芳徳氏、古田俊之助氏、淺野良三氏、伯爵酒井忠正氏、北島多一氏、子爵三島通陽氏、三好重道氏
- △矢田部保吉氏は新に理事に就任せらる。
- △左記三氏が理事中より互選の結果常務理事に就任された。  
伯爵二荒芳徳氏、子爵三島通陽氏、矢田長之助氏
- △左記監事任期満了の所七月二十五日重任せらる。
- 門野重九郎氏

## ○會員異動

- △左記四名譽領事は從來特別會員なりしも今回更に維持會員に加入せらる。
- 加藤勝太郎氏（名古屋）、倉田猛郎氏（横濱）、安住伊三郎氏

## ○役員會員の消息

- 北島多一氏（理事）八月十二日、軍事保護院參與に就任せらる長與又郎氏（通常會員）同日、同上參與を命ぜらる。
- 兒玉謙次氏（通常會員）八月廿八日勅選議員に推薦せらる。
- 稻垣茂樹氏（通常會員）盤谷より歸朝、左記へ轉勤せらる。
- 大阪市西區土堀通 内務省土木局、大阪出張所、阿部信行氏（通常會員）八月廿八日平沼内閣の後を享けて組閣の大命を拜し、同卅一日首相に親任せられた。
- 中尾七郎氏（通常會員）北支、中支に轉職赫々たる武勳を樹してある。
- 同君は六月中旬歸國除隊を命ぜられ目下赤阪小學校に奉職中である。



日本——盤谷航路定期出帆表  
(昭和十四年九月以降)

非賣品

昭和十四年九月二十九日 發行

東京市麴町區霞ヶ關

發行所  
法財人座  
日本夕刊協會

振替口座東京一四八三一番

嘉峻山行記

東京市淀橋區戸塚町一丁目三三〇番地

印 刷 人 河 田 保

東京市淀橋區戸塚町一丁目二二〇番地

卷之三

